

(仮称) 山口市こども計画

素案

山口市

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
1	子ども・子育て支援を取り巻く国の動き	- 5 -
	内 容	- 6 -
	内 容	- 7 -
2	本市の子ども・子育ての現状と課題	- 8 -
	(1) 人口等の動向	- 8 -
	(2) 未婚率の推移	- 11 -
	(3) 世帯数の推移	- 12 -
	(4) 就労環境	- 13 -
	(5) アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ	- 16 -
1	基本理念（めざす姿）	- 21 -
2	計画の基本方針	- 21 -
3	施策の体系	- 22 -
1	こどもの成長と子育てを支援する施策	- 25 -
	(1) 保育及び教育環境の充実	- 25 -
	(2) こどもと母親の健康づくり	- 29 -
	(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減	- 33 -
	(4) こどもの安全・安心の確保	- 36 -
	(5) 総合的な子育て支援の充実	- 38 -
2	困難を有するこども・若者を支援する施策	- 40 -
	(1) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	- 40 -
	(2) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	- 43 -
	(3) こどもの貧困対策	- 45 -
	(4) ひとり親家庭への支援	- 47 -
	(5) ヤングケアラーへの支援	- 49 -
	(6) 不登校・ひきこもりのこども・若者への支援	- 51 -
	(7) こども・若者の自殺対策	- 53 -
3	次代を担うひとづくりを推進する施策	- 54 -
	(1) 生きる力を育む教育の充実	- 54 -
	(2) こどもの居場所づくりと体験機会の提供	- 57 -
	(3) 結婚の希望を叶えるための支援	- 60 -
4	仕事と子育ての両立を推進する施策	- 61 -

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現	- 61 -
(2) 働きやすい環境づくり	- 63 -
(1) 教育・保育	- 67 -
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）	- 68 -
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	- 68 -
(4) 地域子育て支援拠点事業	- 68 -
(5) - 1 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	- 68 -
(5) - 2 一時預かり事業（(5) - 1 を除く）、子育て援助活動支援事業（就学 前）	- 68 -
(6) 子育て短期支援事業	- 68 -
(7) 病児保育事業	- 68 -
(8) 子育て援助活動支援事業（就学後）	- 68 -
(9) 利用者支援事業	- 68 -
(10) 妊婦健康診査	- 68 -
(11) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等	- 68 -
(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	- 69 -
(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	- 69 -
(14) 子育て世帯訪問事業	- 69 -
(15) 児童健全育成支援拠点事業	- 69 -
(16) 親子関係形成支援事業	- 69 -
(17) 産後ケア事業	- 69 -
2 教育・保育施設、地域型保育事業の量の見込みと確保方策の内容	- 70 -
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の内容	- 81 -
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	- 81 -
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	- 83 -
(3) 地域子育て支援拠点事業	- 85 -
(4) 一時預かり事業	- 87 -
(5) 子育て短期支援事業	- 91 -
(6) 病児保育事業	- 92 -
(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）	- 94 -
(8) 利用者支援事業	- 95 -
(9) 妊婦健康診査	- 97 -
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	- 98 -
(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護 児童等に対する支援に資する事業	- 99 -

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	- 100 -
(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	- 102 -
(14) 子育て世帯訪問事業	- 104 -
(15) 児童育成支援拠点事業	- 105 -
(16) 親子関係形成支援事業	- 106 -
(17) 妊婦等包括相談支援事業	- 107 -
(18) 産後ケア事業	- 108 -
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	- 109 -
(1) 認定こども園の普及	- 109 -
(2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援	- 111 -
(3) 教育・保育事業相互の連携、幼保小の連携	- 113 -
5 公立幼稚園、保育園の再編整備	- 115 -
(1) 現状	- 115 -
(2) 今後の方針	- 116 -
(1) 現状	- 118 -
(2) 今後の方針	- 121 -
1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	- 125 -
2 こども・若者の社会参画・意見反映	- 125 -
3 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	- 125 -
4 計画の推進体制	- 126 -
5 計画の進捗管理	- 126 -



第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、全国的な少子高齢化の進展に加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、こどもと子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、こどもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められてきました。本市においても、令和2年3月、それまでの第一期計画を見直し、「第二期山口市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、引き続きこどもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境整備を進めてきました。

しかし、前計画策定後も全国的な少子化はさらに進行し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国では、こうしたこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、同法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられ、こども未来戦略では、基本理念の一つとして、すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことが掲げられています。

そこで、本市においても、前計画が令和6年度で期間満了となることを契機に、こども基本法とこども大綱を踏まえ、「山口市こども計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定することとしました。

「こども」と「子ども」の表記について

子どもの権利条約では、18歳未満を「子ども」と定義しており、我が国においても、児童福祉法などで主に18歳までを「子ども」と定義し、支援の対象としています。

一方、こども基本法では、年齢に区切りを置かず、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しています。

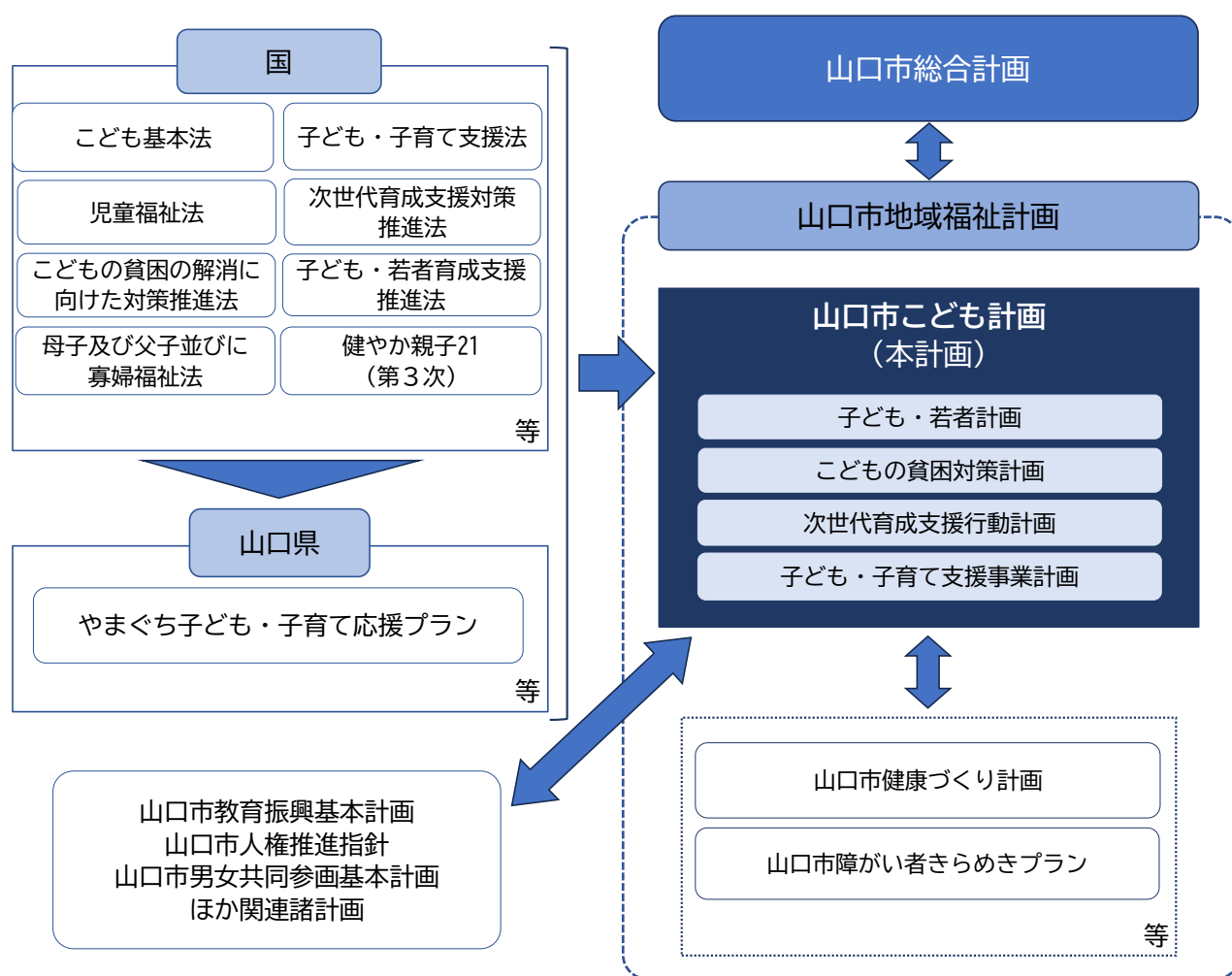
本計画は、心身の発達の過程にある方すべてが支援の対象であることから、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」以外の表記を用いる必要がある場合を除き、「こども」と表記します。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」として、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、こども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく「市町村こども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村こども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援対策行動計画」を一体のものとした計画です。

また、本計画は、第二次山口市総合計画及び山口市地域福祉計画を上位計画とし、山口市障がい者きらめきプランや山口市健康づくり計画など、市の各種関連計画との整合性を図りました。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況などを踏まえ、令和9年度に中間年の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

(年度)	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
山 口 市	第二次総合計画								
	前期基本計画		後期基本計画						
	地域福祉計画 (平成30～令和4年度)		地域福祉計画 (令和5～9年度)						
	第二期子ども・子育て支援事業計画				第一期こども計画				
	障がい者きらめきプラン (第三次障害者計画)		障がい者きらめきプラン (第四次障害者計画)						
	障害福祉サービス実施計画 (第四次障害福祉計画・ 第二次障害児福祉計画)		障害福祉サービス実施計画 (第五次障害福祉計画・ 第三次障害児福祉計画)			障害福祉サービス実施計画 (第六次障害福祉計画・ 第四次障害児福祉計画)			
	第九次高齢者保健福祉計画 第八次介護保険事業計画		第十次高齢者保健福祉計画 第九次介護保険事業計画			第十一次高齢者保健福祉計画 第十次介護保険事業計画			
	元気いきいき 推進計画		健康づくり計画						



第2章

子ども・子育てを取り巻く 現状と課題

1 子ども・子育て支援を取り巻く国の動き

前計画の策定後、国では「新子育て安心プラン」を策定し、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げと女性の就業率の上昇を踏まえ、令和6年度までに保育の受け皿として約14万人分の整備を行うこととしました。

また、令和3年度には「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を発表し、内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置、翌令和4年度には、「こども家庭庁設置法」「こども基本法」を制定し、「児童福祉法等の一部改正」を行いました。この改正では、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う目的で、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされました。

さらに、令和5年4月には、こども家庭庁が設置され、同年12月には従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すこととされ、今後3年間の集中的な取組として、「こども・子育て支援加速化プラン」の実施が決められました。

令和6年度には、こども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じる、子ども・子育て支援法等の一部改正が行われる一方、こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン「こどもまんなか実行計画2024」が策定されました。

■令和元年度以降の子ども・子育てに関する主な法律・計画等

年度	法律・計画等	内 容
令和元	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	市町村に子どもの貧困対策計画の策定を努力義務化
	児童福祉法及び児童虐待防止法改正	親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による医学・心理学的知見に基づく指導の努力義務などを規定。
	幼児教育・保育の無償化	10月から開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
	子供の貧困対策に関する大綱	すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざし、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮、地方公共団体による取組の充実などを基本的な方針として、39の指標の改善に向け取り組む。
令和2	新子育て安心プラン	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿（令和6年度末までに約14万人分）を整備。 できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性（25～44歳）の就業率の上昇に対応。
令和3	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置。
令和4	こども家庭庁設置法	子どもが心身ともに健康かつ幸せに成長できるようサポートをするための行政機関として「こども家庭庁」設置（令和5年4月1日）。
	こども基本法	日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	児童福祉法等の一部改正	子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。 全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置を努力義務化。 妊産婦・子育て世帯・こどもが気軽に相談できる身近な相談機関として「地域子育て相談機関」を整備し、利用者支援事業の実施機関として位置づけ。 新規事業を含めた一部事業を「家庭支援事業」として整理し、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけ。
令和5	こども大綱	従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こどもまんなか社会」の実現を目指す。
	こども未来戦略	若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、若い世代の所得向上、社会全体の構造・意識の変更、こども・子育て世帯の切れ目のない支援を行う。 今後3年間の集中的な取組として、「こども・子育て支援加速化プラン」を実施。
	こどもの居場所づくりに関する指針	子どもや若者の声を聴き、子どもや若者の視点に立った居場所づくりを推進する。
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）	全てのこどもの誕生前から幼児期までの約100か月にわたる育ちに焦点を当て、生涯にわたるウェルビーイングの向上を目指すビジョン。
	放課後児童対策パッケージ	放課後児童クラブの待機児童の解消を目指した新・放課後子ども総合プランの目標達成は困難な状況にあるが、早期の152万人分の受け皿整備の達成に向けて、令和5～6年度に取り組む内容を明示。

年度	法律・計画等	内 容
令和 6	子ども・子育て支援法等の一部改正	こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。
	こどもまんなか実行計画2024	こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン。 こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、387の項目（含再掲）を提示。
	子ども・若者育成支援推進法改正	ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国、自治体などが支援に努めるべき対象に追加。 年齢を明記しないことで18歳以上にも切れ目のない支援が継続できるように配慮。

2 本市の子ども・子育ての現状と課題

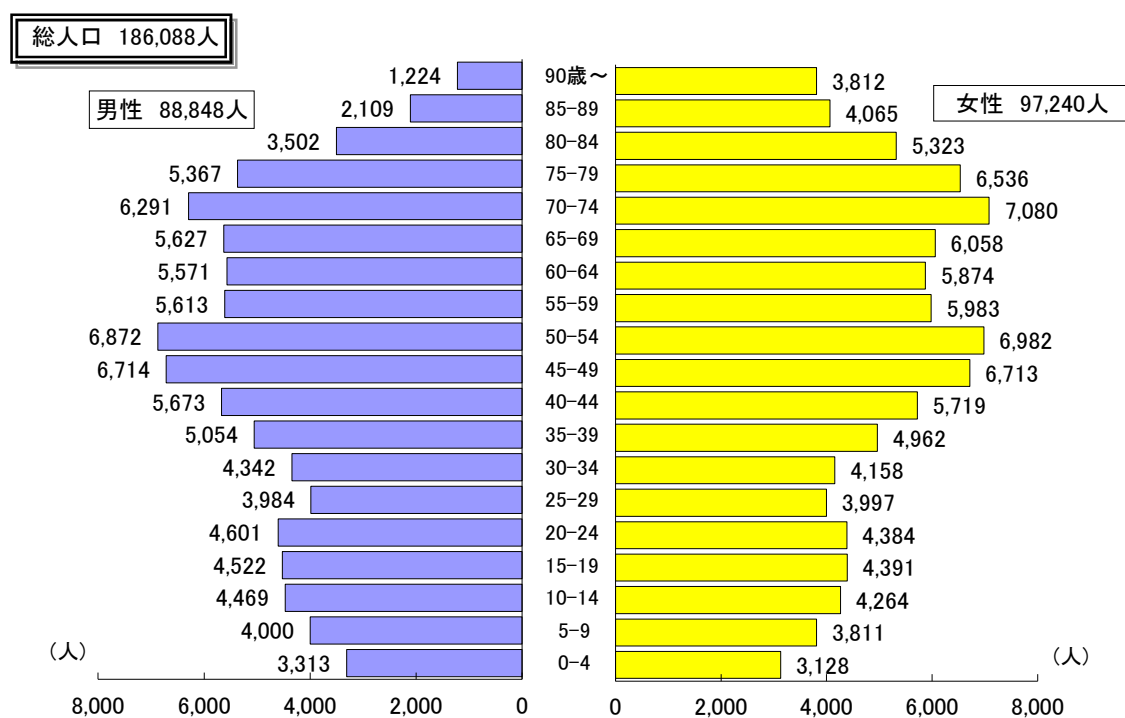
(1) 人口等の動向

①人口ピラミッド

本市の令和6年4月1日現在の総人口は、男性88,848人、女性97,240人の計186,088人です。人口ピラミッドを見ると、40代後半から50代前半と70代の人口が多く、20代後半から30代前半と10歳未満の人口が少なくなっていることがわかります。

20代後半から30代前半の人口が少ないことから、今後も少子化傾向が続くことが懸念されます。

■人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）



資料:住民基本台帳

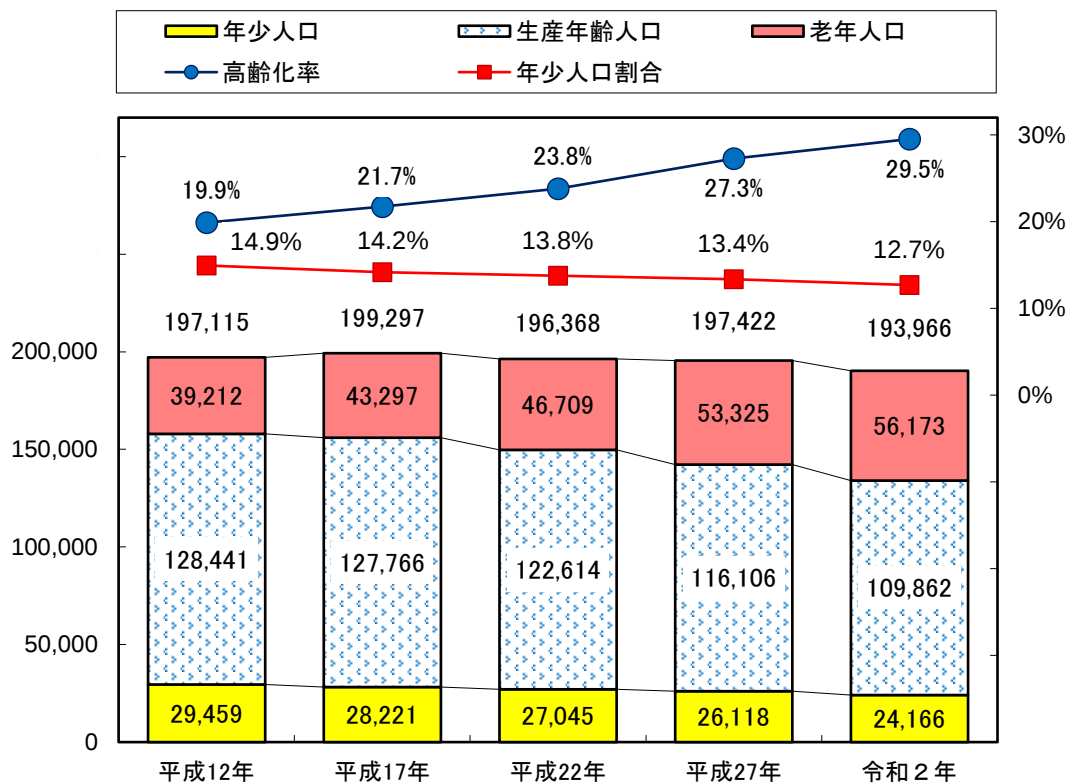
②年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移

平成12年からの人口推移を見ると、総人口は5年ごとにわずかな増減を繰り返してきましたが、平成27年から令和2年にかけては3,456人（1.8%）の減少となっています。

年齢3区分別に見ると、年少人口（15歳未満）が減少を続けているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けていることから、少子高齢化が確実に進んでいる状況がうかがえます。

また、少子高齢化の進展に伴い、総人口に占める年少人口割合は低下、高齢化率は上昇を続けています。

■年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移



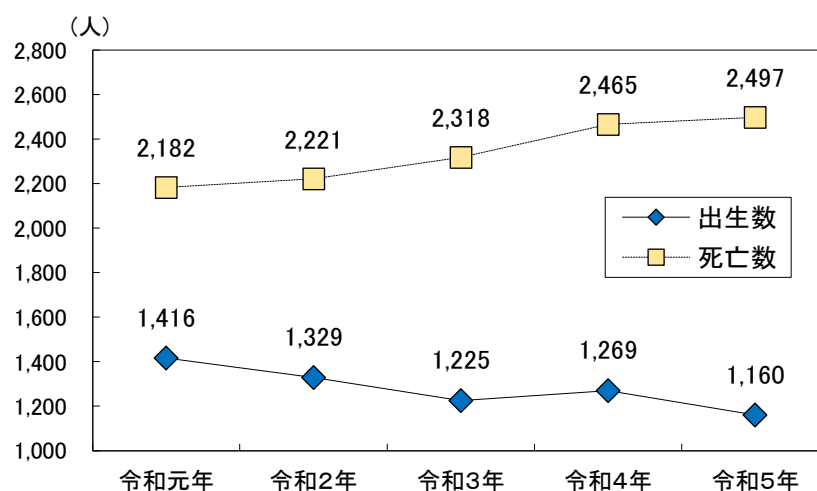
※総人口には年齢不詳人口を含む

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③自然動態－出生数と死亡数の推移－

令和元年以降の出生数、死亡数の推移は以下のとおりで、毎年、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。令和5年は、出生数1,160人に対し死亡数2,497人で、1,337人の自然減となっています。

■出生数と死亡数の推移

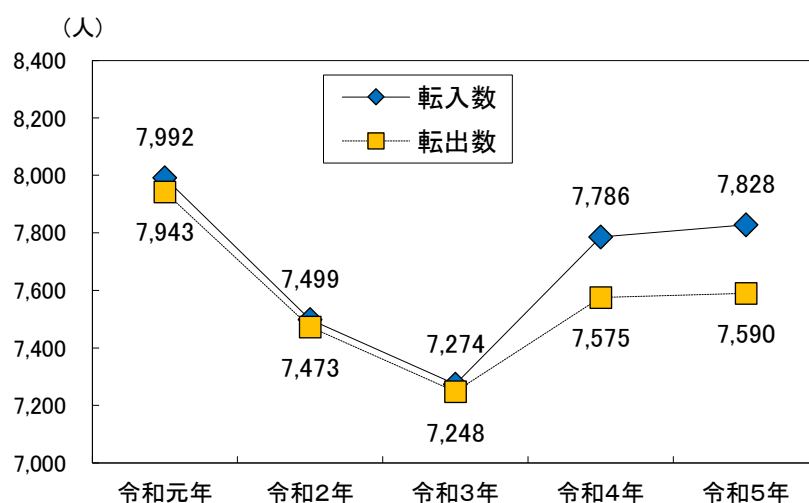


資料：人口動態統計

④社会動態－転入数と転出数の推移－

転入数、転出数ともに年によってばらつきがありますが、令和元年から5年にかけては、社会増の状態が続いています。令和5年は、転入数7,828人に対し転出数7,590人と、238人の社会増となっています。

■転入数と転出数の推移

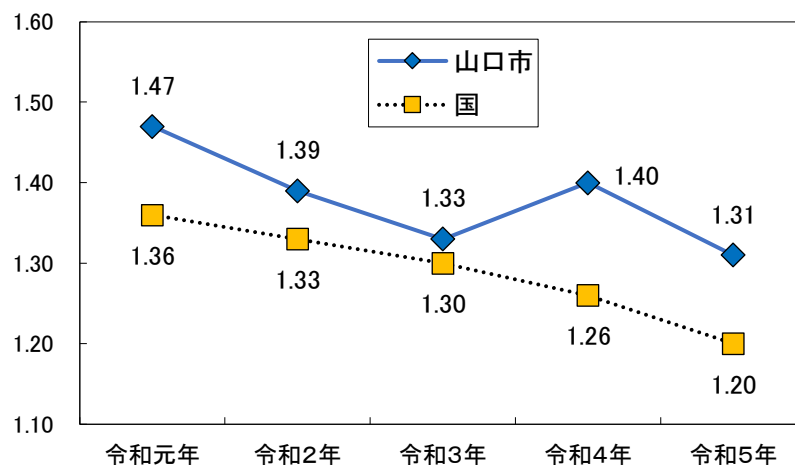


資料：人口動態統計

⑤合計特殊出生率の推移

令和元年以降の合計特殊出生率の推移は下図のとおりで、年によってばらつきはありますが、本市の数値は国の数値を上回って推移しています。

■合計特殊の推移



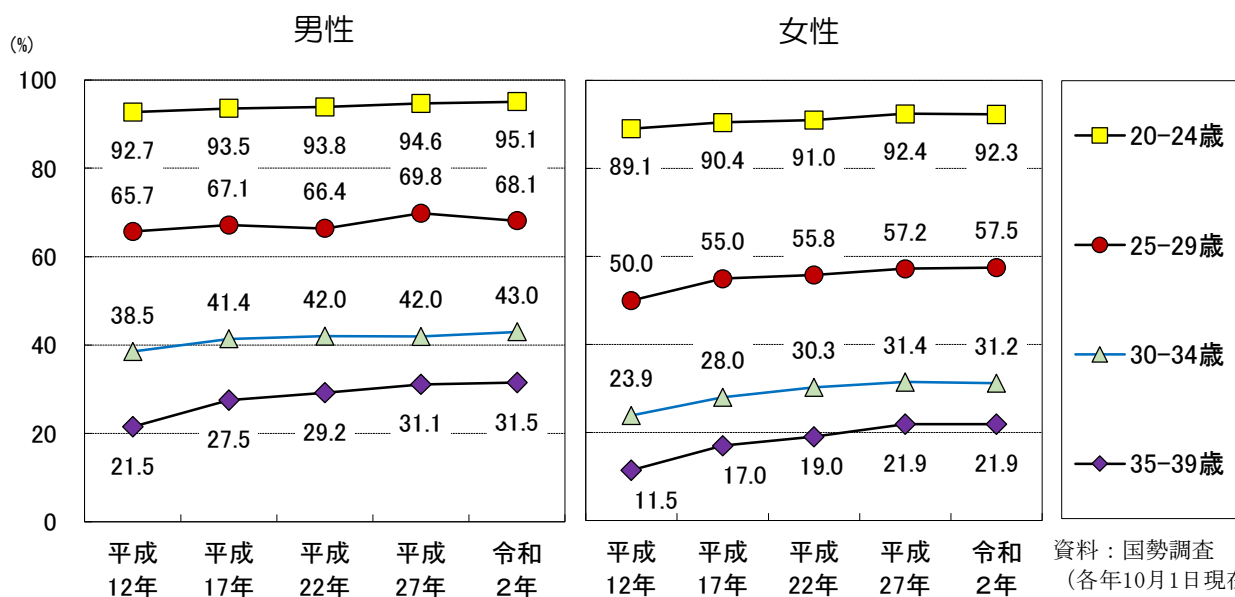
※山口市の数値は期間合計特殊出生率

資料：人口動態統計

(2) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、男性の20代後半など一部の区分では未婚率の上昇に歯止めがかかった感はありますが、令和2年の30代後半では、男性の31.5%、女性の21.9%が未婚となっており、晩婚化、非婚化の傾向は依然として続いていることがわかります。

■未婚率の推移



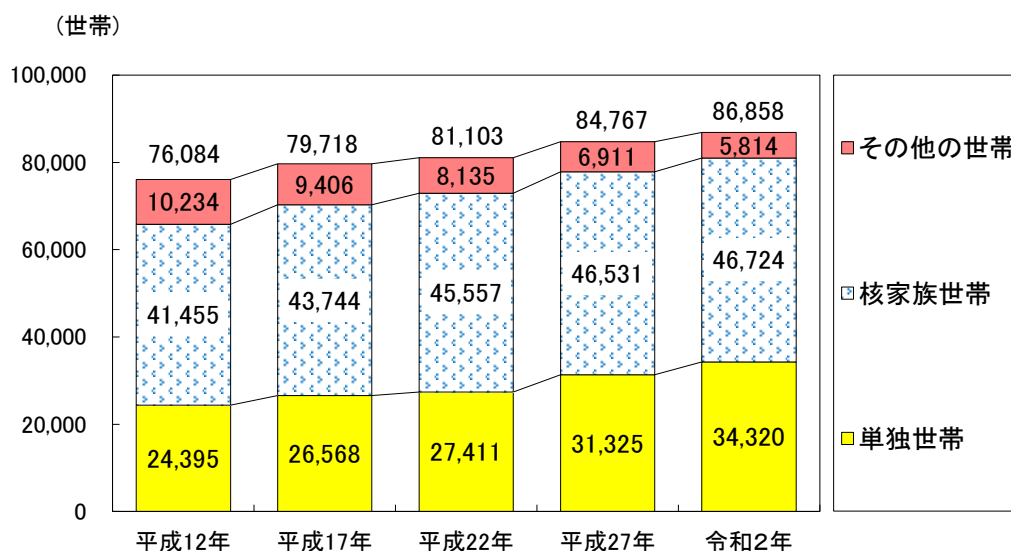
資料：国勢調査
(各年10月1日現在)

(3) 世帯数の推移

平成12年からの20年間の世帯数の推移は下図のとおりで、単独世帯、核家族世帯の増加により、一般世帯総数も一貫して増加していますが、三世代家族等、その他の世帯は平成12年以降減少しています。

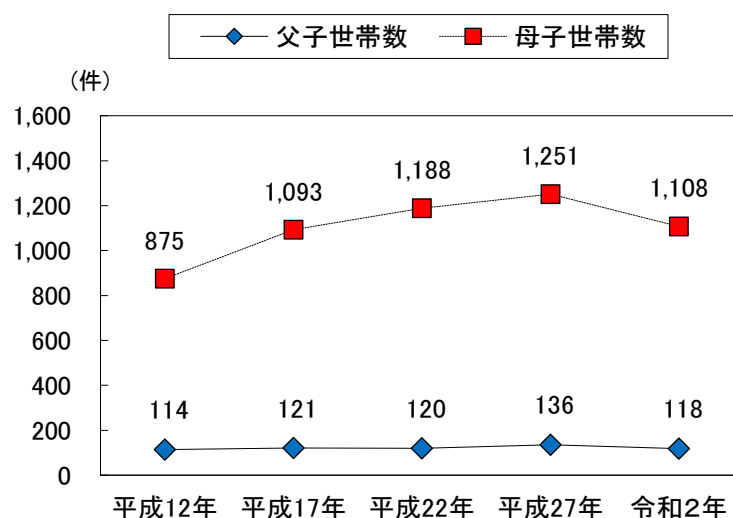
また、平成12年以降、増加傾向にあった母子世帯数は、令和2年にはやや減少していますが、依然高い水準増加傾向にあり、父子世帯数はほぼ横ばい傾向にあります。

■一般世帯数の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

■母子・父子世帯数の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(4) 就労環境

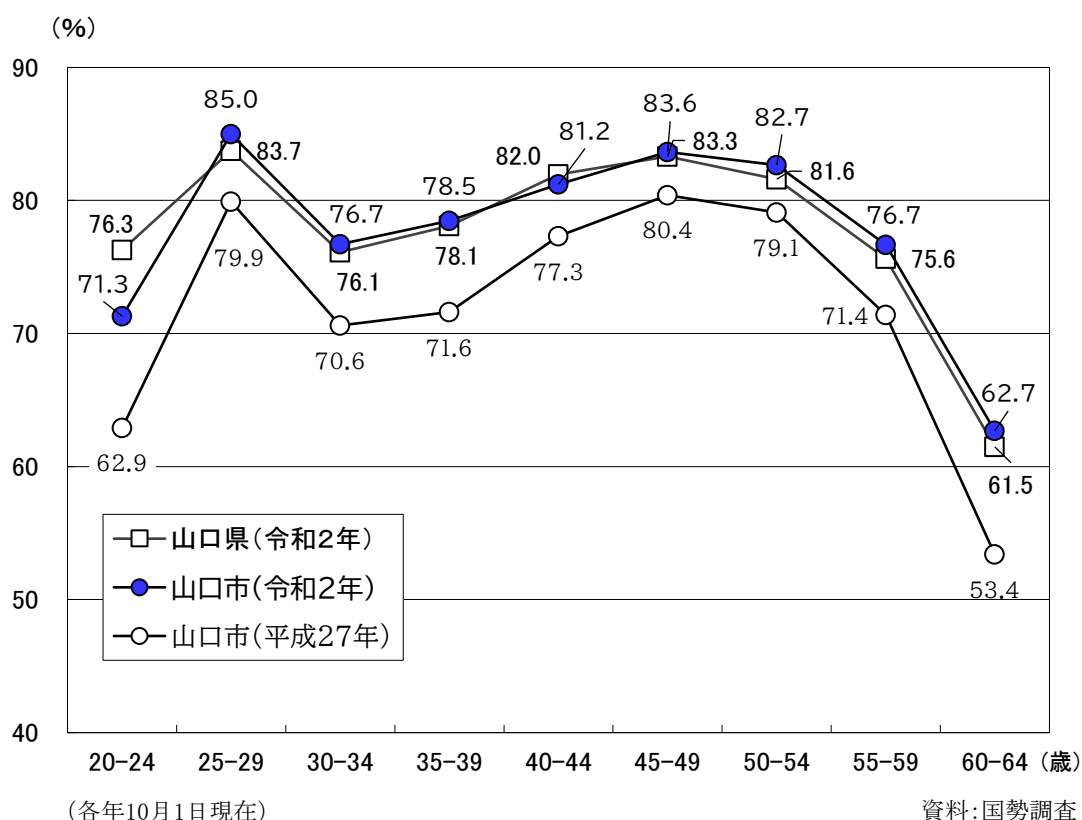
①女性の年齢階層別労働力率

令和2年の本市の女性の労働力率を年齢階層別に見ると、平成27年に比べると全世代を通して高くはなっているものの、県とほぼ同様のいわゆる「M字カーブ」を描いていることがわかります。30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、40代前半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられます。

5年前に比べ労働力率が上昇しているのは共働き世帯の割合が増加したことによるものと考えられますが、今後も引き続き、働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる社会環境の整備を図る必要があります。

※労働力率：人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

■女性の年齢階層別労働力率の推移と県との比較

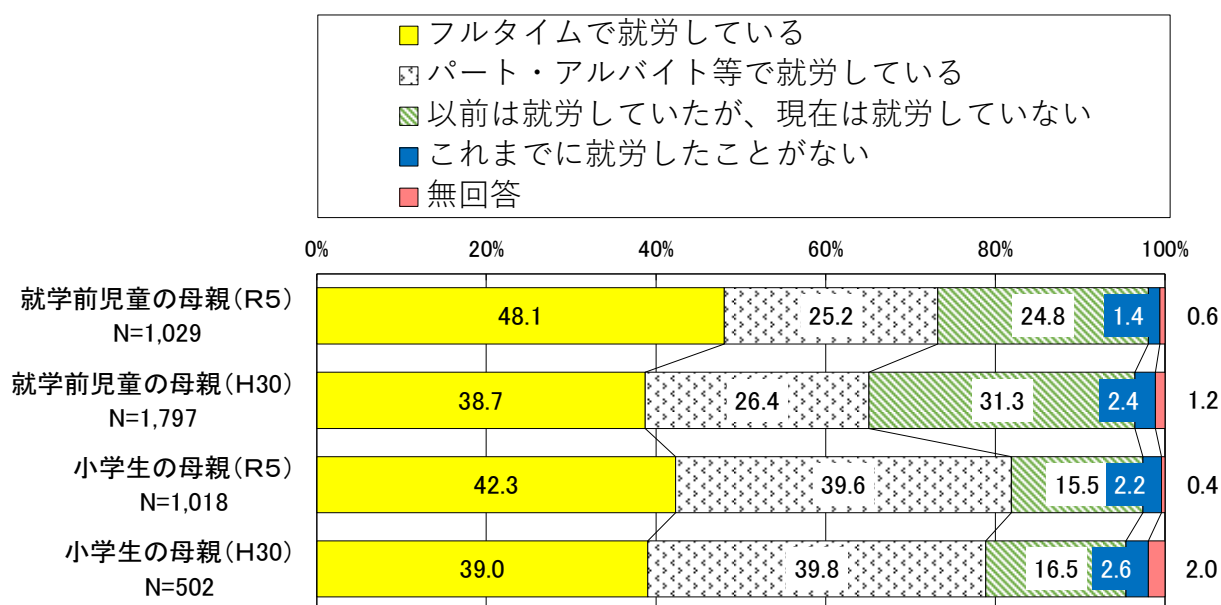


②母親の就労状況

アンケート調査の結果から母親の就労状況を見ると、就学前児童の母親で73.3%、小学生の母親で81.9%の人が働いており、いずれも5年前より割合が高くなっています。

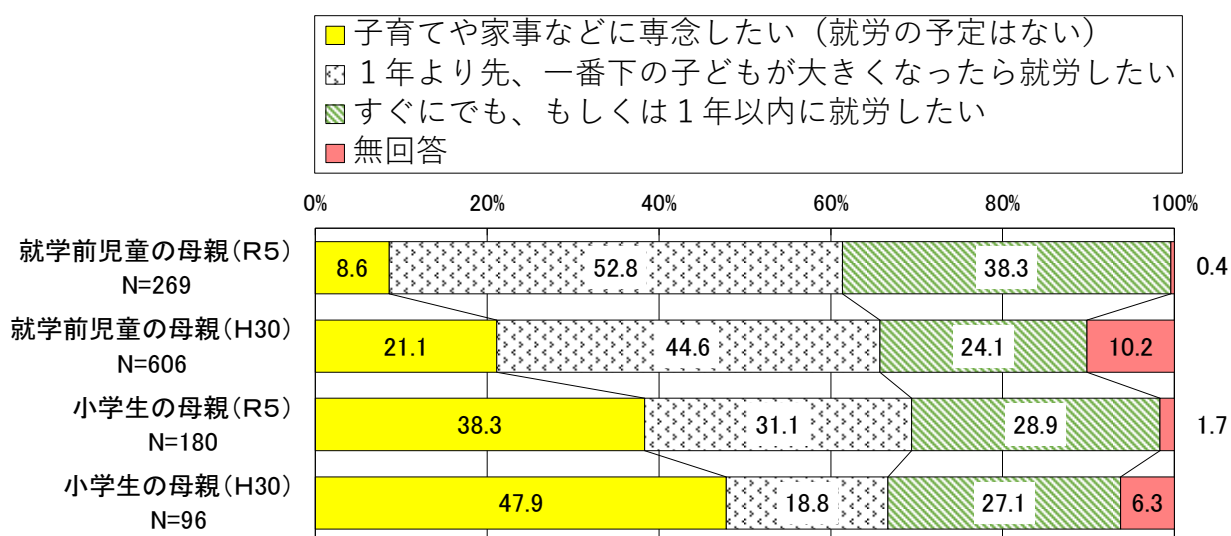
また、現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにでも、もしくは1年以内に」又は「一番下の子どもが大きくなったら」就労したいと考えており、その割合も5年前に比べ高くなっていることがわかります。

■母親の就労状況



資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

■現在働いていない母親の就労希望

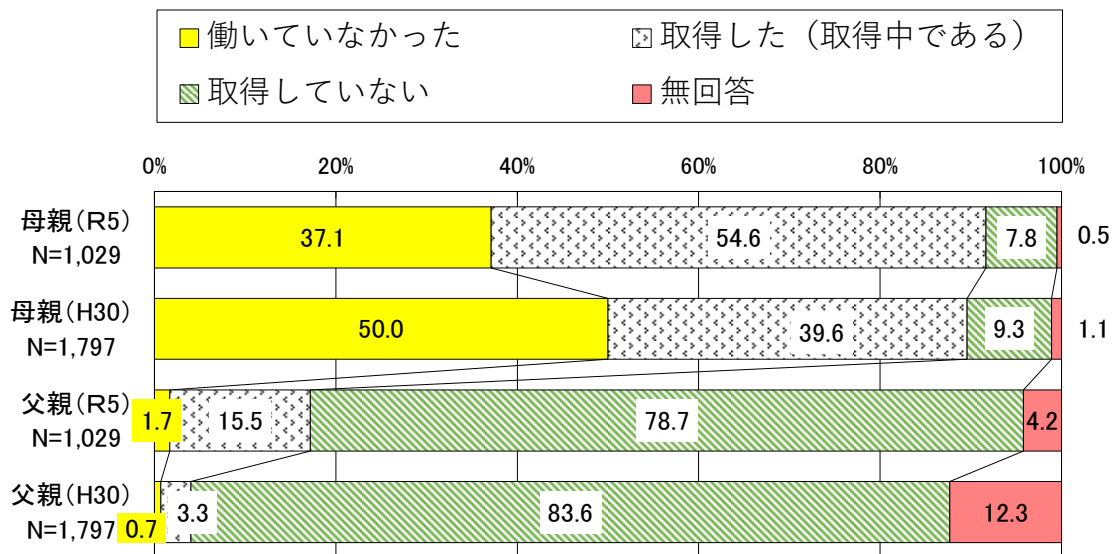


資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

③育児休業の取得状況

アンケート調査の結果から、就学前児童の保護者の育児休業の取得状況を見ると、「取得した（取得中である）」と回答した人は、母親で 54.6%（働いていると回答した人では 87.5%）、父親で 15.5%（働いている人と回答した人では 16.4%）となっており、取得率はいずれも 5 年前より高くなっていますが、父親の取得は依然として極めて低調です。

■育児休業の就労状況（就学前児童の保護者）



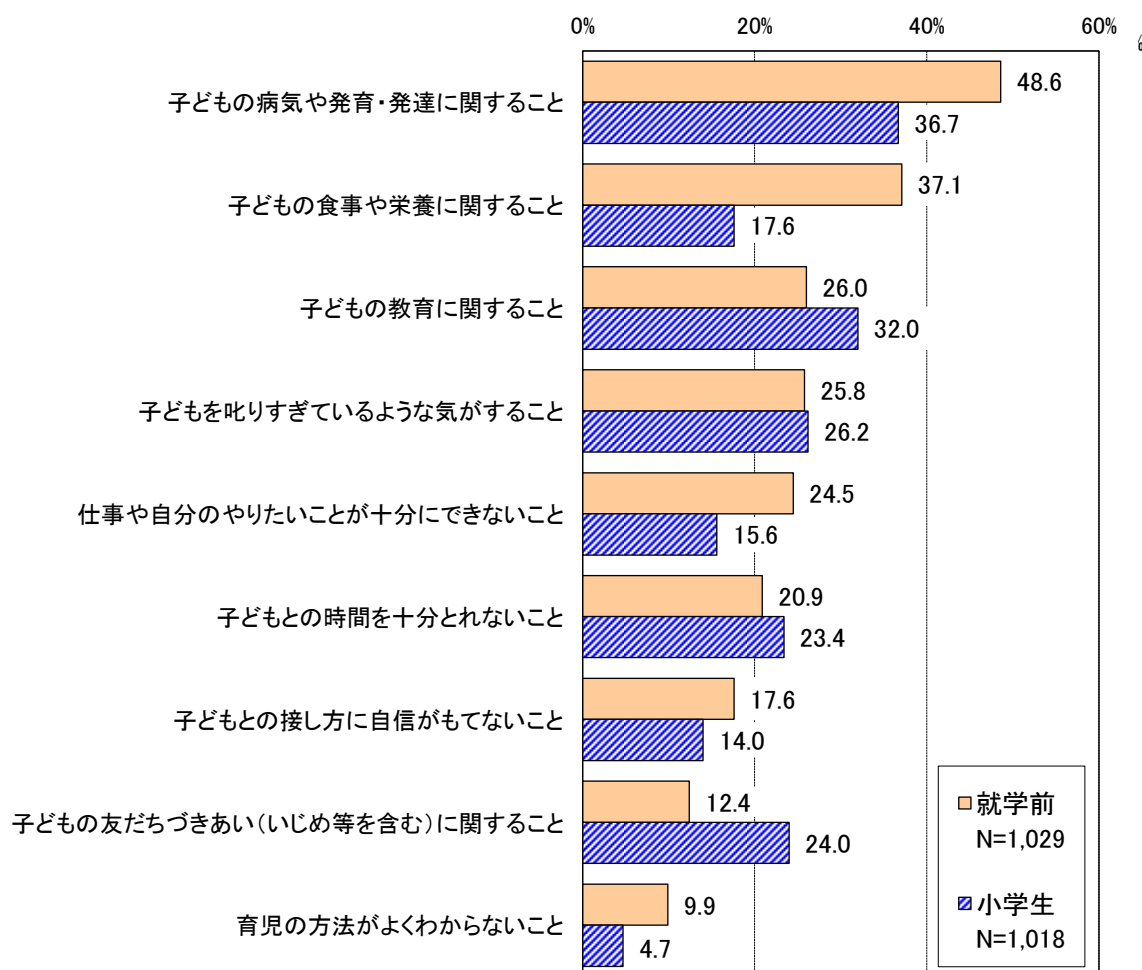
資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

(5) アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ

①子育てに関する悩みや不安

子育て中の保護者に子育てをする上での悩みや不安を尋ねたところ、回答割合が高かったのは、就学前児童の保護者では「子どもの病気や発育・発達に関すること」(48.6%)、「子どもの食事や栄養に関すること」(37.1%)、「子どもの教育に関すること」(26.0%)、小学生の保護者では「子どもの病気や発育・発達に関すること」(36.7%)、「子どもの教育に関すること」(32.0%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(26.2%)となっています。

■子育てに関する悩みや不安（上位 9 項目抜粋）

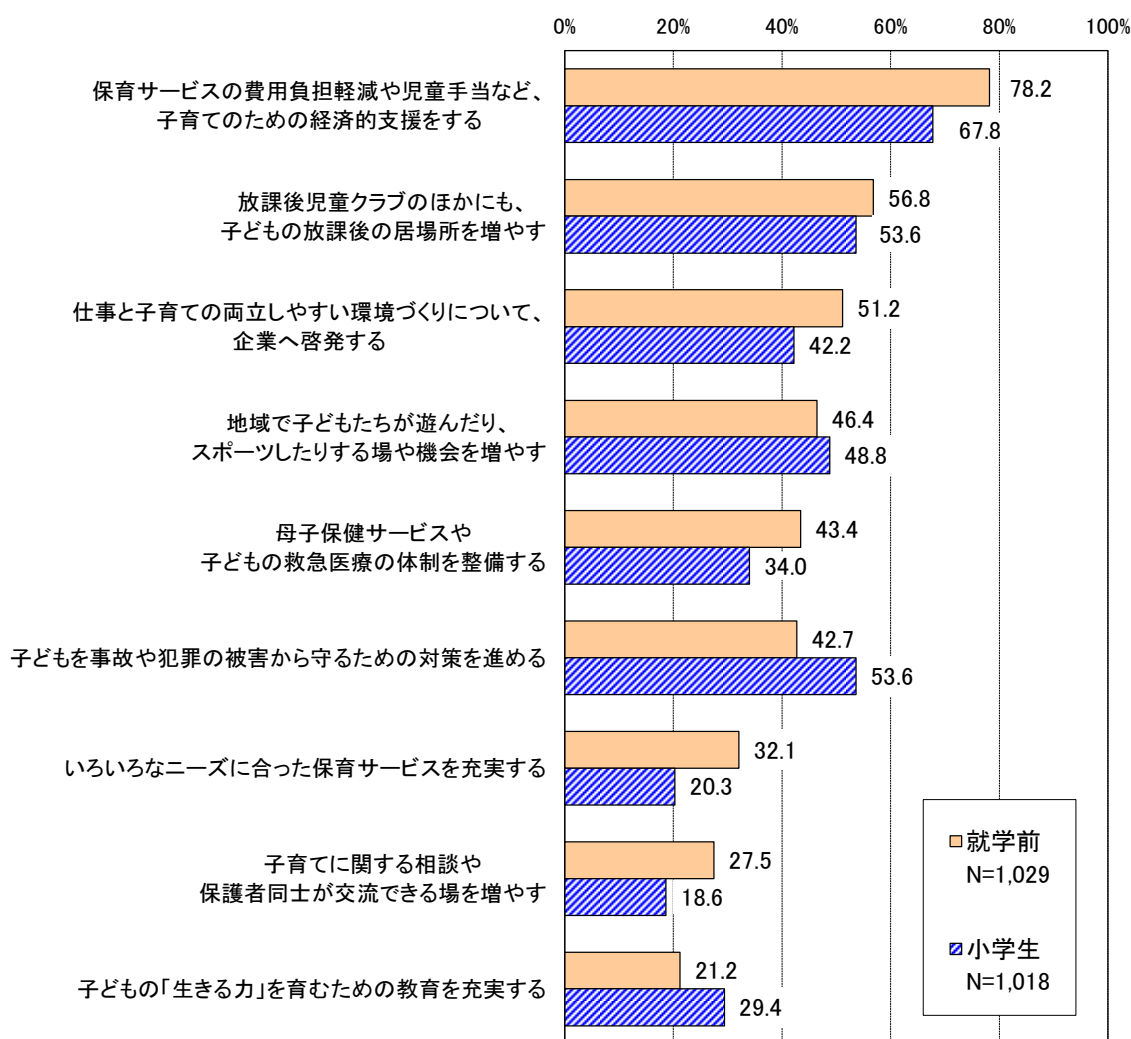


資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

②子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること

子育て中の保護者に「子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること」を尋ねたところ、就学前児童、小学生の保護者ともに最も回答割合が高かったのは「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」（就学前：78.2%、小学生：67.8%）となっています。就学前児童の保護者では「放課後児童クラブのほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」（53.6%）がそれに続き、と「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」（53.6%）、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて、企業へ啓発する」（51.2%）が3位に上がっています。また、小学生の保護者では「放課後児童クラブのほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」（53.6%）と「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」（53.6%）が同率で続いています。

■子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること（上位9項目抜粋）

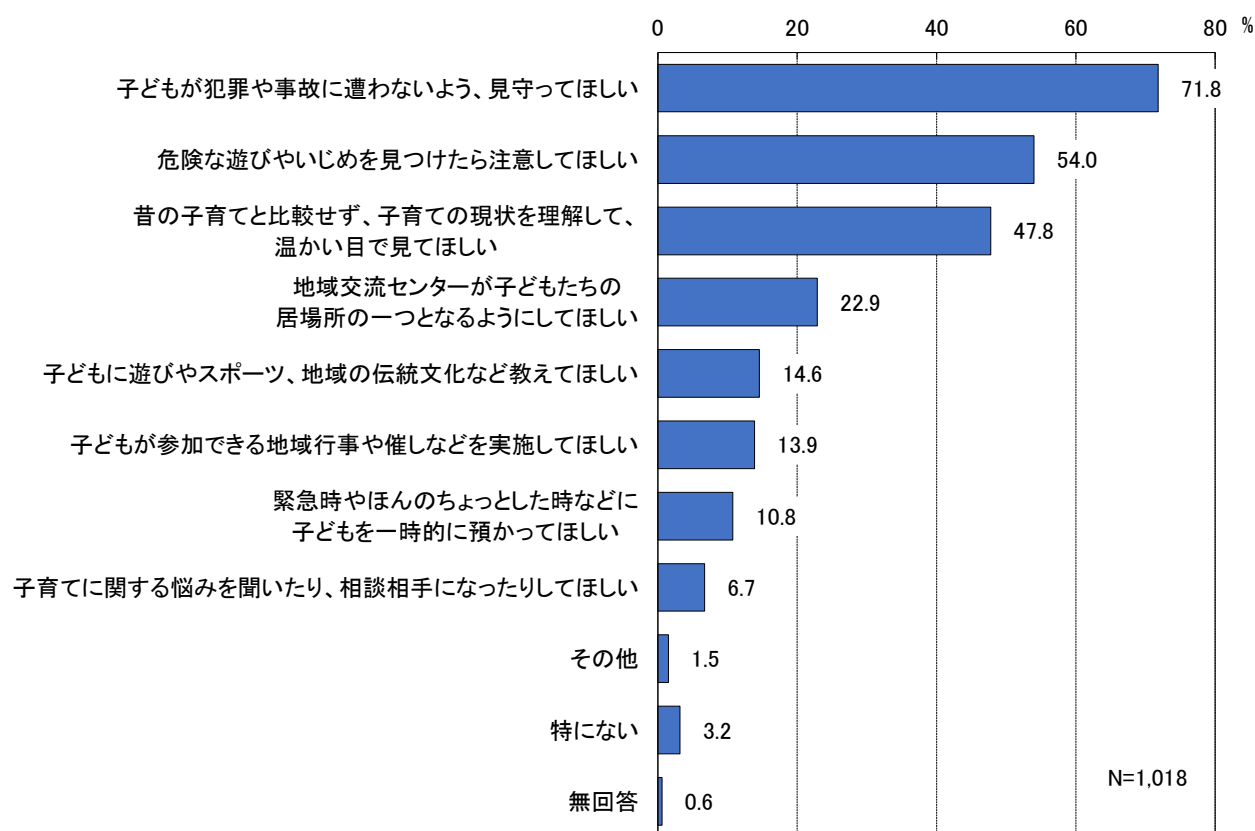


資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

③子育て支援として、身近な地域の人に期待すること

小学生の保護者に「身近な地域の人に期待する子育て支援」を尋ねたところ、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」という回答が71.8%と最も多く、以下、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」(54.0%)、「昔の子育てと比較せず、子育ての現状を理解して、温かい目で見てほしい」(47.8%)と続いています。

■子育て支援として、身近な地域の人に期待すること（小学生の保護者）

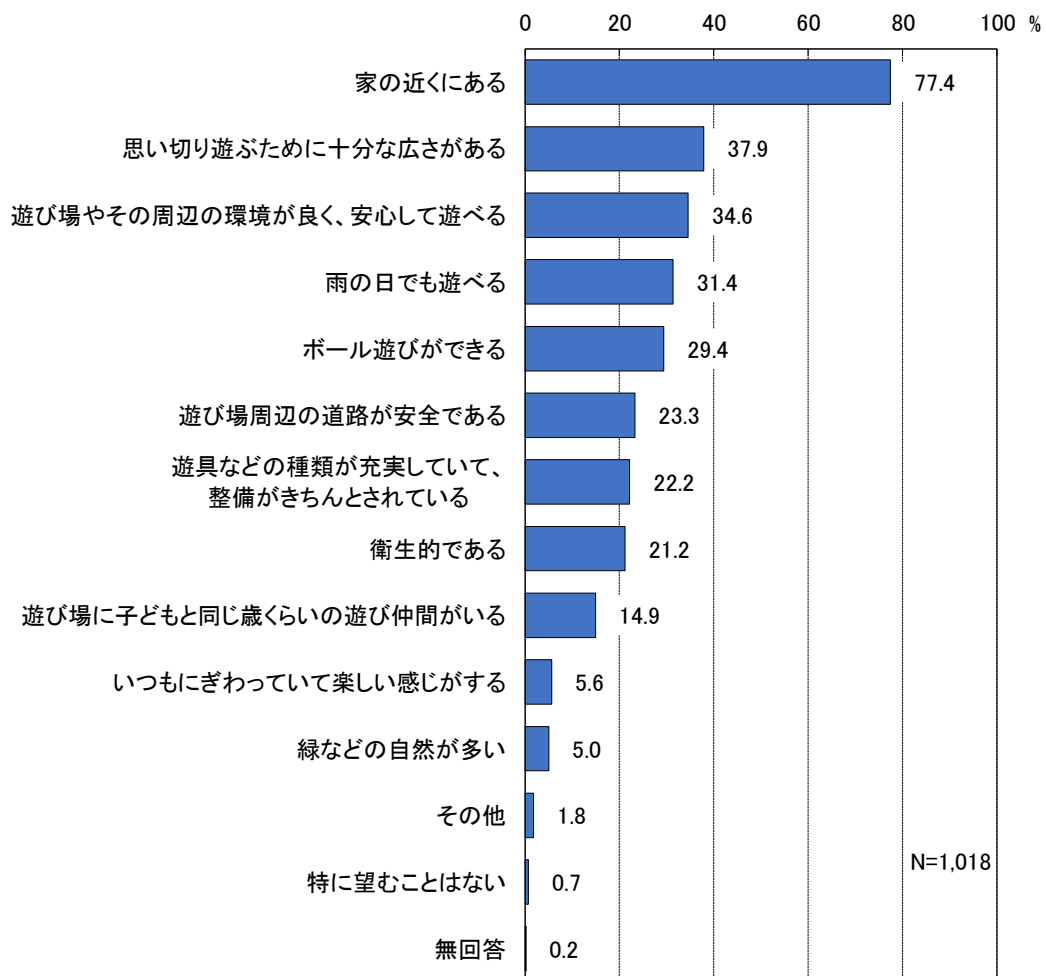


資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果

④どのような遊び場を望むか

小学生の保護者にどのような遊び場を望むか尋ねたところ、「家の近くにある」という回答が77.4%と最も多く、以下、「思い切り遊ぶために十分な広さがある」(37.9%)、「遊び場やその周辺的环境が良く、安心して遊べる」(34.6%)、「雨の日でも遊べる」(31.4%)、「ボール遊びができる」(29.4%)などが続いています。

■どのような遊び場を望むか（小学生の保護者）



資料：山口市子ども・子育てに関するアンケート調査結果



第3章

計画の基本的な考え方と施策の体系

1 基本理念（めざす姿）

全てのこどもが笑顔で喜びに満ち、 希望にあふれるまち 山口

全てのこどもは次代を担うかけがえのない宝です。本市で生きる全てのこどもが、家庭や地域の愛情に包まれながら、のびのびと遊び、そして学び、安心して夢と希望を育みながら健やかに成長し、地域社会の一員としてしっかりと育っていくことは、私たち市民全ての願いです。

あらゆる環境下において、等しくこどもたちが遊び、学び、成長することができるよう、社会全体がその役割と責任を自覚し、全てのこどもの健やかな成長や遊び・学びに対する支援、そして、それを支える子育て環境の充実をより一層図っていく必要があります。

「第二期山口市子ども・子育て支援事業計画」では、「山口市子ども・子育て条例」（平成30年4月1日施行）の前文の一節を用い、「全てのこどもが笑顔で喜びに満ち、希望にあふれるまち 山口」を基本理念として掲げましたが、本計画においてもこの理念を継承するものとします。

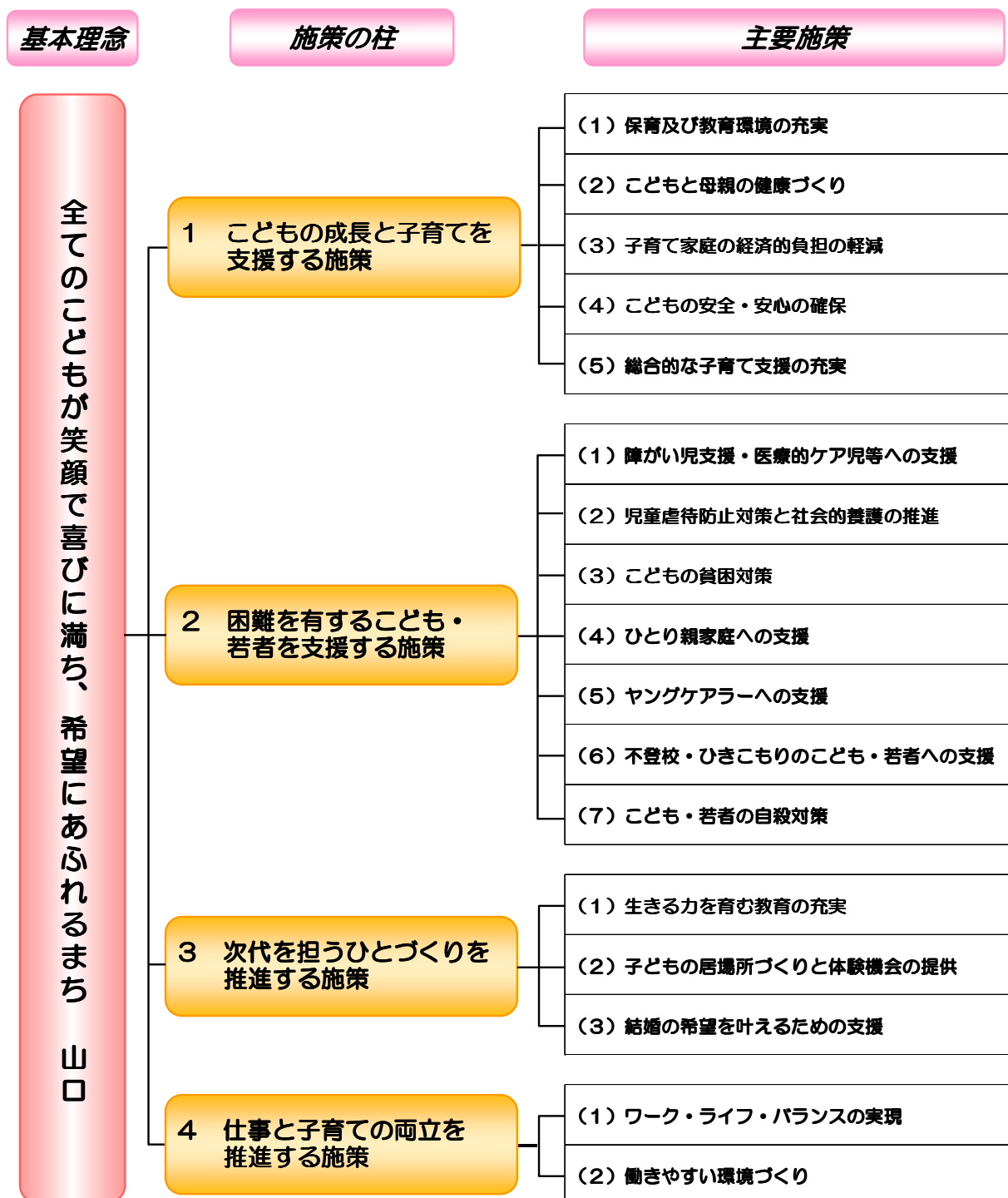
2 計画の基本方針

こども大綱におけるこども施策に関する基本的な方針を踏まえ、本計画では、以下の5点を基本方針とします。

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を大切にし、その意見を尊重する
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代が子育てを楽しめるよう、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

3 施策の体系

本計画では、全てのこども施策を以下の4つの柱に整理し、その展開を図ります。





第4章

こども施策の展開

1 こどもの成長と子育てを支援する施策

【目標値の設定】

この事業に対する目標値を下記のとおり設定します。

項 目	現 状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
保育所待機児童数 (翌年度4月1日の状況)	2人	0人
幼稚園や保育所(園)で就学前教育を受けている幼児の割合	97.8%	99.0%

(1) 保育及び教育環境の充実

現 状

- ◆保育園において、待機児童が発生している中、保育需要の増大に伴い、全国的な傾向と同様、本市においても保育士等の確保が困難な状況が続いています。
- ◆支援を必要とする幼児の受入には、人員体制等を整える必要がある場合があります。
- ◆乳児(0歳児)は、年度末にはほぼ定員どおり受け入れています。年度当初には、入園できる月齢要件等もあり、利用申込も少なく、定員の50%程度の入園状況となっています。

課 題

- ◆待機児童解消に向け、受入拡大を行うために、保育士等人材確保が重要な課題となっています。
- ◆障がい児等、特別な支援を必要とする幼児の受入のための、加配保育士の確保や施設改修等が迅速に対応できないことがあります。
- ◆年度途中から増加する乳児の受入に対応できるよう、常に保育士人材等を確保しておくことが必要です。

取 組

- ◆待機児童解消に向け、保育士人材等を確保し、また、質の高い保育の安定的な提供を図るとともに保育士等の処遇改善のため、認可保育施設、及び施設型給付の幼稚園に対して、その費用を補助します。
- ◆待機児童の受入を公立保育園で行うために必要となる保育士(会計年度任用職員を含む。)を確保し、待機児童が解消できるよう取り組みます。
- ◆障がい児の受入を促進するため、受入に必要な施設改修等を行った施設に対して運

営支援を行います。

- ◆保育士資格を有しない子育てサポーター等を配置することで、保育士の負担を軽減し、保育環境の充実を図る私立保育施設に対して、サポーター等の配置に要する費用を補助します。また、公立保育園においても、保育士資格を有しない保育補助員を配置することで保育士の負担軽減に取り組みます。
- ◆乳児（0歳児）を担当する保育士を確保し、年度途中の安定的な受入を推進する施設に対して、運営支援を行います。
- ◆認可保育施設に在園している児童のうち、日曜・祝日に家庭での保育が困難な場合に利用することができる、休日保育を行います。
- ◆保育士の負担軽減を図るため、保育業務のICT化に取り組みます。
- ◆就労要件を問わず利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の実施により、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援強化を図ります。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	保育士処遇改善 ・私立保育園運営事業 ・認定こども園運営事業 ・地域型保育運営事業	保育に携わる人材の確保が困難な中、質の高い保育の安定的な提供を図るため、認可保育施設に対して、保育士等の処遇改善に要する費用を補助します。
2	私立保育園運営事業 （休日保育）	私立保育園（1施設）において、休日保育を実施します。
3	私立保育園特別保育事業	・障がい児受入促進事業として、障がい児受入のための施設改修等の費用を補助します。 ・保育体制強化事業として、子育てサポーター等を配置することで、保育士の負担を軽減し、保育環境の充実を図る施設に対して、サポーター等の配置に要する費用を補助します。 ・児童の健康支援体制強化事業として、看護師等を配置し、子どもの健康対策の充実を図る施設に対して、看護師等の配置に要する費用を補助します。 ・児童発達支援体制確保事業として、障がい児等の発達支援及び処遇改善並びに職員の処遇改善を図ります。 ・乳児保育促進事業として、乳児担当保育士を確保し、年度途中の安定的な受入推進を図ります。 ・保育士の負担軽減を図るため、保育業務のICT化を進める施設に対して、ICT化システム導入に要する費用を補助します。 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）として、未就園児の保育を行い、子育て家庭を支援します。

4	認定こども園特別保育事業	・障がい児受入促進事業として、障がい児受入のための施設改修等の費用を補助します。 ・保育体制強化事業として、子育てサポーター等を配置することで、保育士の負担を軽減し、保育環境の充実を図る施設に対して、サポーター等の配置に要する費用を補助します。 ・児童の健康支援体制強化事業として、看護師等を配置し、子どもの健康対策の充実を図る施設に対して、看護師等の配置に要する費用を補助します。 ・児童発達支援体制確保事業として、障がい児等の発達支援及び処遇改善並びに職員の処遇改善を図ります。 ・保育士の負担軽減を図るため、保育業務の ICT 化を進める施設に対して、ICT 化システム導入に要する費用を補助します。 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）として、未就園児の保育を行い、子育て家庭を支援します。
5	地域型保育特別保育事業	・保育体制強化事業として、子育てサポーター等を配置することで、保育士の負担を軽減し、保育環境の充実を図る施設に対して、サポーター等の配置に要する費用を補助します。 ・児童の健康支援体制強化事業として、看護師等を配置し、子どもの健康対策の充実を図る施設に対して、看護師等の配置に要する費用を補助します。 ・保育士の負担軽減を図るため、保育業務の ICT 化を進める施設に対して、ICT 化システム導入に要する費用を補助します。 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）として、未就園児の保育を行い、子育て家庭を支援します。
6	私立幼稚園運営事業	保育に携わる人材の確保が困難な中、質の高い保育の安定的な提供を図るため、施設型給付の幼稚園に対して、保育教諭等の処遇改善に要する費用を補助します。
7	市立保育園管理運営業務	・待機児童を解消するために必要となる保育士（会計年度任用職員を含む。）を確保します。 ・保育士の負担軽減を図るため、保育業務の ICT 化に取り組みます。 ・保育補助員の配置に取り組みます。 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）として、未就園児の保育を行い、子育て家庭を支援します。
8	へき地保育所管理運営業務	・保育士の負担軽減を図るため、保育業務の ICT 化に取り組みます。
9	市立認定こども園管理運営業務	・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）として、未就園児の保育を行い、子育て家庭を支援します。

10	保育業務 I C T 化推進事業	・保育士の負担軽減を図るため、保育業務の ICT 化に取り組めます。
----	------------------	------------------------------------

(2) こどもと母親の健康づくり

現 状

- ◆少子化・核家族化の進展及び地域コミュニティの希薄化が進む中、妊娠・出産・育児に対する不安や負担感を持つ方が増えています。
- ◆母と子の健康の管理と保持増進を図る妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査の受診率は高い水準を維持しています。
- ◆山口市こども家庭センターにおいて、妊娠・出産から子育て・親子の健康に関する相談や各種事業を行っています。
- ◆小中学生の1割は朝食を欠食しています。健康に良い食生活を実践している人の割合は、若い世代ほど低い状況です。
- ◆健康に良い食生活を実践している人の割合は、若い世代ほど低い状況です。
- ◆山口市医師会、吉南医師会に委託し、お盆、年末年始、冬季の日曜・祝日に小児科診療を行っています。
- ◆総合病院山口赤十字病院内に設置された山口・防府地域夜間こども急病センターにおいて、毎日19時から22時まで、小児医療が確保されています。
- ◆山口市休日・夜間急病診療所において、外科及び歯科診療を行っています。
- ◆山口県が設置された山口県小児救急医療電話相談（＃8000）において、夜間の急病時に電話で相談できます。

課 題

- ◆妊娠・出産・育児に関する不安の解消を図り、健やかに母子が過ごせるよう、切れ目のない支援を円滑かつ効果的に実施していくことが求められています。
- ◆偏食や欠食は、子どもの成長・発達に影響を及ぼすほか、若い女性に多く見られるやせの一因や、将来骨粗しょう症や生活習慣病の発症を招きやすくなります。
- ◆休日や夜間の外来診療のない時間帯に、緊急性の低い軽症の乳幼児が救急外来を受診するなど、適正受診がなされていません。

取 組

- ◆関係機関と連携し、妊娠期の健康管理の体制と産後早期の支援の充実を図ります。
- ◆妊娠・出産・育児が安心して迎えられるよう、情報提供や相談支援に努めます。
- ◆子どもの健やかな成長・発達の支援の充実を図ります。
- ◆保育所等や幼稚園、学校と連携して、子どもと保護者に、朝食摂取や栄養バランスの良い食事の重要性と実践方法について、周知啓発をします。
- ◆親子が食に関する様々な体験活動を通して食育への関心を高め、健康に良い食生活が実践できるよう、関係機関と連携した食育活動を推進していきます。

- ◆一次救急医療と二次救急医療の役割や適切な受診について啓発します。
- ◆県や関係機関と連携し、緊急時にも安心して医療を受けることができる体制の維持に努めます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

①安心して出産できる環境の整備

No	事務事業	事業内容
1	母子保健指導事業 (妊娠届出時の保健指導) (葉酸摂取サポート事業)	安心して出産・育児に取り組めるよう、妊娠届出時に保健師及び助産師が保健指導を行います。
2	妊娠・出産包括支援事業 (産前・産後サポート事業)	家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るために、妊産婦とその家族を対象に、保健師、助産師等による相談支援を行います。
3	妊娠・出産包括支援事業 (産後ケア事業)	退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行うために、医療機関等において宿泊型、日帰り型、母乳支援型、訪問型を行います。
4	妊娠・出産包括支援事業 (産婦健康診査事業)	産婦の経済的な負担軽減と心身の健康管理を図るために、産後2週間、産後1か月の計2回産婦健康診査を行います。
5	妊産婦歯科保健事業	妊産婦の歯科疾患の早期発見と早期治療のため、歯科健康診査と歯科保健指導を行います。
6	不妊・不育治療費助成事業	医療保険適用となる不妊治療費の自己負担分と不育治療費の自己負担分に対して、助成金を交付します。
7	妊婦等包括支援相談事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

②安心して子育てができる環境の整備

No	事務事業	事業内容
1	乳幼児健康診査	1、3、7か月児、1歳児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児期の疾病を早期発見することを目的に健康診査を行います。
2	母子相談事業	子育てに関する不安や悩みを軽減し、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図るため、各種専門職が保健センターや地域交流センター等、身近な場所での相談、指導を行います。保健センター等では、個別に電話相談も行います。
3	母子健康教育事業 (離乳食教室・病気とお薬)	育児や健康づくりに関する正しい知識の普及や仲間づくりを目的とした教室を行います。
4	母子健康教育事業 (発達支援学級)	発達が気になる幼児と未熟児及びその保護者に、専門職が助言、指導を行う教室を実施します。
5	5歳児発達相談会	5歳児の保護者が発達や育児についての不安を相談し、関係機関が連携して助言、指導を行うことで、子どもの成長・発達を支援します。

6	母子地域活動事業 (母子保健推進員)	・子育て家庭にとって地域の身近な相談者である母子保健推進員を育成します。 ・地域の子育ての支援や輪づくりのため、母子保健推進員が乳幼児の訪問や育児学級を行います。
---	-----------------------	--

③食育の推進

No	事務事業	事業内容
1	食育推進事業	朝食摂取や栄養バランスの良い食事などの実践方法が身につくよう周知啓発を図ります。食に関する体験活動の機会を提供するよう地区組織や関係団体、民間事業者と連携した食育活動を行います。

④小児医療の充実

No	事務事業	事業内容
1	在宅当番医制事業	山口市医師会、吉南医師会に委託し、休日医療を確保します。
2	地域救急医療運営費補助事業	小児救急に関する講座を行います。
3	休日・夜間急病診療所運営業務	山口市休日・夜間急病診療所で外科(けがや軽いやけど)、歯科診療を行います。
4	未熟児養育医療給付事業	医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行います。

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

現 状

- ◆子どもを健やかに生み育てるために、市に期待することとして、「子育てのための経済的支援」と回答した割合は、就学前児童の保護者で78.2%、小学生の保護者で67.8%と最も多くなっています。(複数回答)
- ◆3～5歳の全世帯と3歳未満児の住民税非課税世帯を対象に、幼稚園、保育園、認定こども園の保育料は無償化されましたが、副食費等は保護者の負担となっています。
- ◆低所得世帯等や第3子以降は、副食費が軽減されることとなっています。
- ◆本市では、第2子以降の3歳未満児について保育料を無償化し、国基準以上の軽減措置を実施することとしています。
- ◆経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などを援助しています。
- ◆乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭、重度障がい児に対して、保険診療による医療費の自己負担分の助成を実施しています。
- ◆高校生年代までの児童を養育している方に、児童手当が支給されます。
- ◆おたふくかぜワクチン予防接種費用を助成しています。

課 題

- ◆子どもを健やかに生み育てるために、子育てに対する経済的な負担を軽減する必要があります。
- ◆必要なサービスや給付について、それらを必要とされる方に適切に利用していただけるよう複合的に周知を図る必要があります。

取 組

- ◆乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭、重度障がい児に対し、保険診療による医療費の自己負担分の助成を実施します。
- ◆経済的な理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費などを援助します。
- ◆通級指導教室及び特別支援学級に通級・在籍する児童・生徒の保護者の負担を軽減するための支援を行います。
- ◆多子世帯の子どもの副食費を軽減します。
- ◆引き続き、高校生年代までの児童を養育している方に、児童手当を支給します。
- ◆世帯の所得やきょうだいの年齢、保育所等の同時入所に関わらず、同一生計内の第

2 子以降の 3 歳未満児について、保育料を無償化します。

◆引き続き、おたふくかぜワクチン予防接種費用を助成します。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	要・準要保護児童就学援助事業	経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し学用品費や給食費などを援助します。
2	特別支援教育就学奨励事業	通級指導教室及び特別支援学級に通級・在籍する児童・生徒の保護者に対し学用品費や給食費、通学費などを援助します。
3	乳幼児医療費助成事業	小学校入学前の乳幼児を対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。
4	こども医療費助成事業	小・中学校の児童・生徒を対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。
5	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の母又は父、及びその児童などを対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。
6	重度心身障害者医療費助成事業	重度の障がいがある児童などを対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。
7	児童手当支給事業	高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に手当を支給します。
8	私立保育園運営事業	低所得世帯等、副食費免除対象者の副食費について対象児童の在籍する施設に副食費相当額を支給します。
9	認定こども園運営事業	世帯の所得やきょうだいの年齢、保育所等の同時入所に関わらず、同一生計内の第2子以降の3歳未満児について、保育料を無償化します。
10	地域型保育運営事業	世帯の所得やきょうだいの年齢、保育所等の同時入所に関わらず、同一生計内の第2子以降の3歳未満児について、保育料を無償化します。
11	認可外保育施設等利用給付事業	
12	市立保育園管理運営業務	
13	へき地保育所管理運営業務	
14	市立認定こども園管理運営業務	1歳以上2歳未満、年長児の4月1日から3月31日までの幼児を対象に、おたふくかぜワクチン予防接種費用を一部助成します。
15	予防接種事業	

(4) こどもの安全・安心の確保

現 状

- ◆全国的に、こどもが被害にあう事故や犯罪が問題となっています。
- ◆こどもを健やかに生み育てるために、市に期待することとして、
 - ・「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 42.7%、小学生の保護者で 53.6%といずれも高い割合となっています。(複数回答)
 - ・「道路や施設などのバリアフリー化を進める」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 13.9%、小学生の保護者で 13.7%となっています。(複数回答)
- ◆身近な地域の人に期待する子育て支援として、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」と回答した割合は、小学生の保護者で 71.8%(5年前 73.5%)と最も多くなっています。(複数回答)

課 題

- ◆こどもの事故や犯罪被害を防ぐ環境づくりが必要です。
- ◆地域全体でこどもを見守る体制づくりが必要です。

取 組

- ◆こどもや子育て家庭が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
- ◆こどもを事故や犯罪から守るため、こども自身の意識啓発を図るとともに、地域全体でこどもを見守る体制づくりを促進します。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	交通安全啓発事業	地域や関係機関等と連携し、交通安全運動を推進することにより、交通安全意識の向上を図ります。
2	防犯啓発活動事業	地域や関係機関等と連携し、自主的な防犯活動を展開することにより、犯罪の起こりにくい環境をつくります。
3	学校教育課での取組	こどもたちが安心して登下校できるよう、通学路の危険箇所について関係機関等と合同点検を実施し、その結果に基づく安全対策などの情報を共有、連携することにより危険箇所の解消に取り組みます。 地域との連携による見守り活動やこどもたちに対する交通安全教育を実施するなど、総合的な交通安全対策を推進し、登下校時の安全確保に努めます。

No	事務事業	事業内容
4	各関係課での取組	子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

(5) 総合的な子育て支援の充実

現 状

- ◆「山口市は子育てがしやすいと思う」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 10.1%、小学生の保護者で 15.5%、「どちらかといえば子育てがしやすい」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 55.5%、小学生の保護者で 58.3%となっています。
- ◆子育てに不安や負担を感じると回答した割合は、就学前児童の保護者で 45.8%、小学生の保護者で 41.9%となっています。そのうち、不安や負担が解消できていないと回答した割合は、就学前児童の保護者で 56.5%、小学生の保護者で 62.9%となっています。
- ◆ひとり親家庭など、多様な世帯構成による家庭が増えており、総合的な子育て支援を行うことが求められています。
- ◆児童福祉法が改正され、市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努めるよう規定されました。
- ◆地域には乳幼児と親が自由に集える場があると思う割合は就学前児童で、54.9%となっています。
- ◆子育てに関する情報の入手方法として、就学前児童の保護者では、「友人、知人」が 71.1%、「親族」が 66.9%と高い割合を占めていますが、「市の窓口や広報、パンフレット、ホームページ」は 24.8%となっており、小学生の保護者においても同様の傾向となっています。（複数回答）
- ◆就学前児童の保護者で、「山口市子育て応援サイト」を利用したことがある割合は 37.0%で、「山口市子育て支援情報ハンドブック」を利用したことがある割合は、31.1%となっています。

課 題

- ◆核家族化や地域の人間関係の希薄化などの社会状況の変化に伴い、身近に子育てを支援してくれる人がいない家庭の孤立や、子育てに対する負担感や不安感などから家庭の養育機能の低下などの課題が生じています。
- ◆子育て家庭を関係機関が総合的に支援するネットワークづくりが求められています。
- ◆子育てに関する情報提供の充実、情報の入手方法の周知を図る必要があります。

取 組

- ◆ 山口市こども家庭センターを中心としたネットワークにおいて、子育て支援の体制を充実します。
- ◆ 全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支える、地域における支援の充実を図ります。
- ◆ 必要な家庭に子育て支援の情報が伝わるよう、子育て関連情報を一元的に提供できる体制や、多様な手段による提供など、効果的な情報提供を推進します。
- ◆ 子育て支援に係る人材の育成とともに、育児サークルのネットワーク活動の支援、子どもや子育て家庭の仲間づくりの場の充実を図ります。

● 取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	母親クラブ育成事業	児童の余暇指導、健康、栄養、社会生活訓練等、生活環境等に関する正しい知識を母親に対して付与する等、地域に密着した活動を行う地域活動連絡協議会（母親クラブ）に対して助成を行います。
2	児童健全育成事業	「子育て支援情報ハンドブック」の発行や、市ウェブサイト「山口市子育て支援応援サイト」の運営を通じて、子育てに関する情報の周知を行います。
3	家庭教育訪問支援事業	育児に不安を抱える保護者が増えている中、「家庭教育アドバイザー」による個別の訪問相談や小学校就学時健診等の場で啓発活動を展開するとともに、保護者同士のつながりづくりの場となる保護者カフェを開催することで、保護者の子育てに関する不安の軽減を図ります。
4	家庭教育講座開催事業	家庭の教育の向上を目指して、保護者等を対象に、親子のかかわり方や家庭における教育のあり方に関する講座を開催します。

2 困難を有するこども・若者を支援する施策

(1) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

現 状

- ◆就学前児童の保護者の子育てに関する悩みについて、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が48.6%と最も高くなっています。
- ◆発達障がいまたはその疑いのあるこどもが増えています。
- ◆支援の必要な子どもの受入（保育等）が困難な場合もあり、保護者の就労に支障がでている家庭も見受けられます。
- ◆市立小中学校の通級指導教室及び特別支援学級に通級・在籍する子どもの数は増加傾向にあります。
- ◆障がいのあるこどもは、そのライフステージにおいて、多くの関係機関・関係者の支援を受けていますが、これらの支援を専門的立場で、継続的・総合的につなぐ機能が不足しています。
- ◆医療技術の進歩に伴い、いわゆる「医療的ケア児」が増加しており、心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となったことから、令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されました。令和4年7月現在、市内には医療的ケア児が24人在宅で生活しています。

課 題

- ◆保護者の「不安」の段階から気軽に相談できる体制が必要です。
- ◆支援の必要な子どもの受入を行う、保育施設の保育士の確保が必要です。
- ◆障がいのある子どもの支援にあたる関係機関・関係者の連携と、障がいのある子どもの特性や家族状況に応じた適切な支援とコーディネートする機能が必要です。
- ◆発達障がい児や医療的ケア児への支援体制の整備が必要です。
- ◆地域共生社会の実現に向け、障がいのあるこどもが、可能な限り障がいのないこどもと共に受けることのできる教育（インクルーシブ教育）が求められています。

取 組

- ◆障がいのある子ども及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がいの種別にかかわらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。
- ◆障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供できる体制の充実を図ります。

- ◆障がいのあるこどもが合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのないこどもと同じ場で共に学べるよう、インクルーシブ教育を推進します。
- ◆保育施設における医療的ケア児の受入体制の充実を図ります。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	子育て福祉総合センター管理運営事業	職員体制の充実を図り、教育・保育・その他の子育て支援に関する幅広い相談等への対応や関連する情報の発信に取り組みます。
2	学校教育振興事業	・発達上の困り感や障がいのある幼児・児童・生徒について、関係機関と連携し、幼児・児童・生徒及び保護者への支援に努めます。また、市内の拠点校に配置する特別支援教育推進専門員が、園・学校を訪問し、相談や支援を行います。 ・障がい児等、特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れにあたっては、関係機関との連携を図り、支援の提供体制の確保に努めます。 ・学校においては、障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ取組（インクルーシブ教育）の充実を図りつつ、通常の学級の子どもと特別支援学級等の子どもの交流及び共同学習の促進を図っていきます。
3	教育相談室管理運営業務	山口市教育相談室において、常駐している教育相談員が、いじめや不登校をはじめとする学校生活における悩み事や、子どもの養育上の相談等を受けます。教育支援センター(あすなろ第1・第2教室)への入室手続や関係機関の紹介を行います。
4	障害児施設サービス給付事業	障がい児及び療育を必要とする児童に対し、放課後等デイサービスなどの福祉サービスを提供することにより、障がい児及び療育を必要とする児童やその保護者が地域で安心して生活できるように支援を行います。
5	特別障害者手当等支給事業	障害児福祉手当：日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の家庭で生活している重度障がい児に、月額15,690円を支給することにより、経済的、精神的負担を軽減します。(月額はR6年度のもの、物価上昇率にあわせて変動)

No	事務事業	事業内容
6	心身障害児福祉手当支給事業	身体障害者手帳、療育手帳を所持する 20 歳未満の児童を養育、監護する市在住の保護者又は養育者に、月額 3,000 円を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。
7	子ども発達支援事業	・子どもの発達に関する相談窓口を明確化し、保護者の相談内容と支援が適切につながるよう体制整備を行います。 ・子どもの発達に関する保護者の相談にのる場の設置や、発達障がい等に関する知識を有する専門員が、子どもとその保護者が集まる場所に巡回等を行い、支援方法を助言するなど、早期発見、早期支援の体制の充実を図ります。 ・医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等で連携を図り支援の充実を図ります。
8	私立保育園特別保育事業	医療的ケアを行う看護師等を配置し、医療的ケア児の受入体制を整備する保育施設に対して、医療的ケア児の保育に要する費用を補助します。

(2) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

現 状

- ◆こどもの最も重要な人権である生命・身体的自由をおびやかす虐待からこどもと保護者を救うことは社会の責任でもあり、住民の責任でもあります。
- ◆本市では、要保護児童対策地域協議会を通して、児童相談所、学校、幼稚園、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員などとの情報共有と連携を図り、児童虐待防止に努めています。

課 題

- ◆児童虐待に関する通告義務などを定めた児童虐待防止法の趣旨を市民に理解してもらう必要があります。
- ◆児童虐待防止対策のさらなる充実が必要です。
- ◆こどもの養育に支援が必要な家庭に対するサポートが必要です。

取 組

- ◆児童虐待防止推進月間を利用して児童虐待防止に関する啓発を行います。
- ◆関係機関の連携による児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、被害に遭った児童の保護と支援を図ります。
- ◆こどもの養育に支援が必要な家庭に対し、訪問支援員を派遣する「子育て世帯訪問支援事業」や、専門職の相談員を派遣する「養育支援訪問事業」、家庭での養育が困難な場合等に児童養護施設等で一時的に養育を行う「子育て短期支援事業」の実施により、家庭での養育をサポートします。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	家庭児童相談事業	・相談室を設置し、専門職（保健師・社会福祉士・保育士等）が子どもや家庭に関する相談に応じ、内容によって必要な支援に繋がります。 ・こども家庭センター及びやまぐち子育て福祉総合センターを中心に、地域子育て相談機関が連携してこどもと子育て家庭を支援します。

No	事務事業	事業内容
2	児童虐待対策事業	・関係機関のネットワークを構築し、児童虐待の未然防止、早期発見に取り組むとともに、関係機関が連携して適切に対応します。 ・疑いも含め児童虐待として受理したケースは、要保護児童対策地域協議会でケース管理を行い、関係機関と連携して対応します。 ・子育て世帯の抱える複雑かつ多様化する相談支援ニーズに対して、地域の支援機関を活用し、相談支援体制の充実を図ります。
3	養育支援訪問事業	養育状況により支援の必要性があると思われる家庭に対し、家庭訪問等を行い、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行い、養育上の諸問題の解決、改善を図ります。
4	児童虐待対策事業 妊娠・出産包括支援事業 (親子関係形成支援事業)	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子間における適切な関係性の構築を図ります。
5	児童虐待対策事業 (支援対象児童等見守り強化事業)	家庭環境の変化等による児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、民間団体等と連携して、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されているこども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導等を通じたこどもの見守り体制の強化を図ります。

(3) こどもの貧困対策

現 状

- ◆アンケート調査結果によれば、本市の子育て世帯の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 1,453,500 円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯の割合）は 9.3%となっています。
- ◆こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします（貧困の連鎖）。
- ◆市内にはおよそ 30 件のこども食堂があります。

課 題

- ◆貧困の連鎖を断ち切るためには、こどもの貧困対策を強化する必要があります。

取 組

- ◆生活が困窮しているこどもに対して修学援助費を支給するなど、教育費負担の軽減を図るとともに、低学力・低学歴による貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や低所得のひとり親世帯のこどもを対象とした学習支援を行います。
- ◆法律に基づく生活保護費や各種手当、医療費助成や貸付金等を組み合わせて経済的負担の軽減を図ります。
- ◆保護者の就労機会を確保するために保護者への相談援助や資格取得への支援を行います。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	家庭児童相談事業【再掲】	・相談室を設置し、専門職（保健師・社会福祉士・保育士等）が子どもや家庭に関する相談に応じ、内容によって必要な支援に繋がります。 ・こども家庭センター及びやまぐち子育て福祉総合センターを中心に、地域子育て相談機関が連携してこどもと子育て家庭を支援します。
2	母子父子福祉対策事業	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応じ、必要な支援に繋がります。

No	事務事業	事業内容
3	母子父子家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の母及び父に対して、就業に結びつきやすい資格の取得を促進するため、給付金を支給します。
4	母子生活支援施設入所措置事業	経済的、住宅事情等により困窮している母子世帯、またDV被害者の母子保護のため、母子生活支援施設への入所措置を行います。
5	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭のこどもが定期的に集える場所として、ボランティア等による生活支援（食事の提供）や学習支援を行います。
6	児童扶養手当等支給事業	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。

(4) ひとり親家庭への支援

現 状

- ◆近年、男女の結婚観や家族観の違いなどを理由とした離婚の増加により、ひとり親家庭、特に母子家庭が全国的に増加傾向にあります。
- ◆ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなり、住居、収入、こどもの養育等の面で様々な問題を抱えることになります。
- ◆アンケート調査結果によれば、本市のひとり親世帯の相対的貧困率（等価世帯収入の中央値の1/2未満の割合）は43.8%と、子育て世帯全体（9.3%）の4.7倍となっています。

課 題

- ◆ひとり親家庭の親が生活に困窮することは、こどもの健全な成長の観点からも問題であり、ひとり親家庭の自立を進める必要があります。

取 組

- ◆母子・父子自立支援員による相談支援と、それぞれのニーズ に合った適切な情報提供を行います。
- ◆ひとり親家庭の親の就労を支援します。
- ◆ひとり親家庭等のこどもの居場所をつくれます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	家庭児童相談事業【再掲】	・相談室を設置し、専門職（保健師・社会福祉士・保育士等）が子どもや家庭に関する相談に応じ、内容によって必要な支援に繋がります。 ・こども家庭センター及びやまぐち子育て福祉総合センターを中心に、地域子育て相談機関が連携してこどもと子育て家庭を支援します。
2	母子父子福祉対策事業【再掲】	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応じ、必要な支援に繋がります。

No	事務事業	事業内容
3	母子父子家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の母及び父に対して、就業に結びつきやすい資格の取得を促進するため、給付金を支給します。
4	母子生活支援施設入所措置事業	経済的、住宅事情等により困窮している母子世帯、またDV被害者の母子保護のため、母子生活支援施設への入所措置を行います。
5	子どもの生活・学習支援事業【再掲】	ひとり親家庭のこどもが定期的集える場所として、ボランティア等による生活支援（食事の提供）や学習支援を行います。
6	児童扶養手当等支給事業【再掲】	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。

(5) ヤングケアラーへの支援

現 状

- ◆子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。
- ◆全国調査の結果では、家族の世話に費やす時間が長くなるにつれて、欠席・遅刻・早退の頻度が高くなる様子がうかがわれます。

課 題

- ◆ヤングケアラーは、家庭内の問題であり、表出しにくいという特性があります。
- ◆小さいころから家族をケアすることが当たり前の環境である場合もあり、こども自身やその家族がヤングケアラーであるということを認識していないケースもあります。
- ◆こども、家族と接点を持つ大人が、ヤングケアラーである可能性に気づけるようにしておくことが重要です。

取 組

- ◆こども家庭庁作成の「ヤングケアラーへの気づきツール」を活用するなど、ヤングケアラーについての理解を促進するための啓発に努めます。
- ◆支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握するため、実態調査を定期的に行います。
- ◆ヤングケアラーであることが疑われる場合には、学校と連携し個別面談を実施し、具体的な支援に繋げていきます。
- ◆やまぐち「まちの福祉相談室」の相談員が民生委員や福祉員の会議などに積極的に参加し、地域住民とのつながりの中から地域の中で支援が必要な方の把握に努めます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	児童虐待対策事業	専用相談電話を設置し、家族の世話や家事をしていて、自分のことができず困っていることなど、こども本人または家族の方からの相談を受け、学校をはじめ関係機関と連携のもと、適切な支援につながるよう努めます。

2	アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業	関係機関とのネットワークや地域住民とのつながり の中から潜在的な課題を抱える人を見つけ、支援が 届いていない人に支援を届けます。
---	------------------------	--

(6) 不登校・ひきこもりのこども・若者への支援

現 状

- ◆本市の小・中学校における令和5年度の不登校児童・生徒は500人を超えています。
- ◆不登校の相談は、山口市教育相談室で受け付けており、適応指導教室（あすなろ第1・第2教室）への入室手続や関係機関の紹介も行っています。
- ◆ひきこもり支援については、県の「ひきこもり地域支援センター」のほか、「NPO法人ふらっとコミュニティ」と連携し、ひきこもり当事者やその家族の相談窓口及び居場所の設置を行っています。

課 題

- ◆不登校やひきこもりの原因は様々であり、「不登校・ひきこもり＝問題行動」ではないという認識を持った上で、支援を行う必要があります。
- ◆不登校やひきこもりのこども・若者とその家族が、気軽に相談できる環境づくりが必要です。
- ◆相談機関等の一層の周知、及び専門的な職員体制の充実が必要です。

取 組

- ◆不登校やひきこもりのこども・若者とその家族が、気軽に相談できる環境づくりを進めます。
- ◆すべてのこどもの教育を受ける機会を確保するため、適応指導教室のほか、多様な居場所の充実を図ります。
- ◆不登校やひきこもりの背景には、福祉的な課題を抱えている世帯のケースもあることから関係部局が連携し、支援に取り組みます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	教育相談室管理運営業務	山口市教育相談室において、常駐している教育相談員が、いじめや不登校をはじめとする学校生活における悩み事や、こどもの養育上の相談等を受けます。 教育支援センター（あすなろ第1・第2教室）への入室手続や関係機関の紹介を行います。

2	子どもの笑顔づくり推進事業	いじめ防止基本方針に基づき、誰もが笑顔で楽しい学校生活を送るために、専門指導員の派遣、指導、相談体制の充実などにより、いじめ、不登校問題の解消に取り組みます。
3	教育支援センター管理運営業務	不登校の児童・生徒一人ひとりの実態に応じた活動内容を計画し、学校への復帰と自立を支援します。
4	相談支援事業	・障がい者基幹相談支援センターとひきこもり支援に取り組むNPO法人等で連携し、ひきこもり状態にあるこどもやその家族等に対する相談、支援体制の充実に取り組みます。
5	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【再掲】	関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な課題を抱える人を見つけ、支援が届いていない人に支援を届けます。

(7) こども・若者の自殺対策

現 状

- ◆小中学校にスクールカウンセラーを配置して、児童生徒へのカウンセリング、保護者や教職員への助言等を行っています。
- ◆市民や関係団体に対して、身近な人への適切な対応や地域での見守りにつながるよう、ゲートキーパー養成講座を開催しています。
- ◆医療機関や相談窓口、ストレスの対処法がわかるこころの健康情報サイト「こころほっとやまぐち」を運営しています。ストレス度や落ち込み度がチェックできるメンタルチェックシステム「こころの体温計」を導入しています

課 題

- ◆学校以外の相談できる場が必要です。
- ◆相談希望者が時間の影響を受けない24時間体制の受付体制が必要です。
- ◆こころの不調や孤立のリスクを抱える人への支援が必要です。

取 組

- ◆児童・生徒に対して、スクールカウンセラーによるストレスへの対処方法やSOSの出し方に関する実践的な教育を行います。
- ◆学校以外の場で相談できる機会を設け、専門の相談員が児童生徒の悩みの相談に応じます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	精神保健事業	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなど、早期対応にあたる中心的な人材の養成として、市民や団体向けにゲートキーパー養成講座を開催しています。 毎月、市内の高校1年生に向けて、こころの健康情報サイト「こころほっとやまぐち」のカードを配布し、相談窓口の周知を図っています。 SNSを通じて、こども・若者向けに「こころの体温計」やゲートキーパー、相談窓口、メンタルヘルス対策等の周知啓発を行っています。

3 次代を担うひとづくりを推進する施策

【目標値の設定】

この施策に対する目標値を下記のとおり設定します。

項 目	現 状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域において子どもが健全に 育成されていると感じている 市民の割合	41.1%	
学校生活を楽しんでいる児童 の割合	88.9%	

(1) 生きる力を育む教育の充実

現 状

- ◆小学生の保護者の子育てに関する悩みで、「子どもの教育に関すること」の回答割合は32.0%で、2番目に高くなっています。(複数回答)
- ◆人口減少等により、地域における人間関係の希薄化や家庭教育力の低下が懸念されています。
- ◆「全国学力・学習状況調査」において、「将来の夢や目標を持っている」児童の割合は、小学生で約9割、中学生で8割弱となっています。
- ◆小学生の保護者の「学校と地域の意思疎通や連携」が十分であると思う割合は58.5%となっています。
- ◆スマートフォンを保有する子どもが多くなっており、チャットやゲームの利用に偏る傾向が指摘されています。

課 題

- ◆こどもが次代の担い手として生きる力を育むよう、学校や地域が一体となり、成長を支えることが必要です。
- ◆こどもの教育に関する相談体制が必要です。

取 組

- ◆学校と地域の連携による学びの場を、学校のみならず、地域交流センターなど市内の様々な場所に設けていくとともに、学都山口としての他市にない強みや文化・芸術施設を持つ特長を生かし、こどもから大人まで全ての市民が、つながり、ふれあう機会を創出していきます。

- ◆山口市の次代を担うこどもが、思春期において健全な母性や父性を育み、生命と性に対する正しい知識を得るための教育を充実するとともに、健全な育成を支える地域の環境づくりを進めます。
- ◆将来、社会人、職業人として自立していくために必要な意欲・態度、能力を身に付けるよう、キャリア教育を推進します。
- ◆学校の授業だけでなく、地域の様々な場において、乳幼児や高齢者など多世代と交流する機会をもつことができるよう、市の子育て施策や地域の子育てに関する活動と連携した取組を推進します。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	学習支援事業	小中学校に補助教員を配置し、少人数指導へ対応します。
2	英語指導助手配置事業	学校へ外国語指導助手を派遣し、外国語活動・外国語教育を支援します。
3	教育相談室管理運営業務	教育相談員による教育相談や、学校等への訪問を実施します。
4	地域ぐるみ子育て支援推進事業	・こどもの教育を主眼に地域内連携を進める「地域協育ネット」の取組の活性化を図ります。 ・市独自の教育支援ネットワークである「やまぐち路傍塾」登録者の経験、知識、技能を学校や地域で活用することで子どもたちの学びを深めます。
5	青少年センター運営事業	豊かな心をはぐくみ、青少年の健全育成を図るため、地域と連携した取組を推進します。
6	子どもの居場所づくり推進事業	青少年の豊かな人間性や「生きる力」をはぐくむため、地域の多様な方々の参画を得て、放課後や週末において地域の特性を生かした多様な体験活動の機会を設け、安全安心な子どもの居場所を創出します。
7	児童健全育成事業	こどもを生み育てる喜びを感じ、将来、親となったときのための子育て体験や、命の大切さを理解する場として、次代の親となる生徒を対象に、学校と連携して乳幼児にふれあう機会を提供する思春期子育て体験事業を実施します。
8	ICT教育推進事業	情報を正しく安全に利用することができるよう、情報モラル教育に取り組みます。

(2) こどもの居場所づくりと体験機会の提供

現 状

- ◆地域における人間関係の希薄化や、家庭教育機会の減少が懸念されています。
- ◆こどもや学生を対象とした出張講座・研修・見学・イベントを実施していますが、内容により参加者が少ないことがあります。
- ◆小学生の保護者で「様々な遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると思う」と回答した割合は63.2%となっています。
- ◆小学生の保護者で「様々な年代の人と交流する機会に恵まれていると思う」と回答した割合は、58.1%となっています。
- ◆こどもを健やかに生み育てるために、市に期待することとして、「放課後児童クラブのほかに、こどもの放課後の居場所を増やす」と回答した割合は53.6%、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」と回答した割合は48.8%となっています。(複数回答)

課 題

- ◆こどもが次代の担い手として生きる力を育むよう、学校や地域が一体となり、成長を支えることが必要です。
- ◆出張講座・研修・見学・イベント等を充実させ、参加者の増加に取り組む必要があります。
- ◆様々な体験ができる機会、様々な世代の人との交流の場を提供する必要があります。
- ◆保育所や放課後児童クラブへ通う児童の増加や児童の生活スタイルの変化等により、児童館を利用する人が少なくなっています。

取 組

- ◆放課後子ども教室やその他の地域での活動においては、地域の様々な取組と連携を図り、子どもたちが放課後や週末等に地域社会の中で安全で安心して、健やかに成長することができる環境づくりを推進します。
- ◆新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施します。
- ◆子どもたちが参加したいと思う魅力あるイベント内容を検討し、郷土の歴史や文化を学習する環境づくりを推進します。
- ◆子どもたちが、様々な体験ができる機会、様々な世代の人との交流できる場の充実に取り組みます。
- ◆児童館においては、多世代の交流や、魅力的な講座等の企画・運営を行い、より多くの方々が児童館を利用されるような環境づくりを推進します。また、児童館の役割を見直し、児童館機能の移設や複合化について検討していきます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	山口市菜香亭企画運営事業 文化振興財団企画運営事業 市民会館企画運営事業 C・S 赤れんが企画運営事業 中原中也記念館運営業務 山口情報芸術センター企画運営事業 嘉村磯多生家活用事業	こどもや親子連れが来場しやすく、親しみやすい環境の充実を図りつつ、こどもたちに質の高い芸術文化に触れる機会を提供していきます。 こどもたちを対象としたオリジナルワークショップの展開や子どもたちが参加しやすい環境の充実を図ると共に、施設の特色を活かした展示や体験事業の実施を通じて、柔軟な発想力や創造性を養い、こどもの芸術創造活動を推進していきます。
2	図書館管理運営事業	利用者サービスの向上を図るほか、図書館システムの導入による管理の効率化、市民への知識の提供、心安らぐ憩いの場、コミュニケーションの場としての図書館の機能強化を図ります。
3	文化財保護事務 歴史民俗資料館管理運営業務 鑄銭司郷土館管理運営業務 小郡文化資料館管理運営業務 秋穂歴史民俗資料館管理運営業務 徳地文化伝承館管理運営業務 旧中川家住宅管理運営業務 十朋亭維新館管理運営業務	地域の歴史や文化についての理解を深めるとともに、愛着と誇りを持つことができるよう、様々な取組の充実を図ります。
4	国際交流員の派遣事業	国際交流員による青少年を対象とした他国文化の紹介などの講座の実施等により国際感覚の醸成を図ります。
5	山口児童館管理運営業務 三和児童館管理運営業務 上郷児童館管理運営業務 秋穂コミュニティセンター管理運営業務	児童向け講座や各種クラブの実施、多世代との交流活動を実施するなど、児童が健全な遊びを通して情操が豊かになるよう、児童館の管理運営を行います。
6	地域スポーツ活動活性化事業	総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブへの参加を促進します。
7	子どもの居場所づくり推進事業【再掲】	青少年の豊かな人間性や「生きる力」をはぐくむため、地域の多様な方々の参画を得て、放課後や週末において地域の特性を生かした多様な体験活動の機会を設け、安全安心なこどもの居場所を創出します。
8	児童虐待対策事業 （児童育成支援拠点事業）	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うなど、包括的な支援を提供し、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

9	子どもの生活・学習支援事業 【再掲】	ひとり親家庭のこどもが定期的集える場所として、ボランティア等による生活支援（食事の提供）や学習支援を行います。
---	-----------------------	---

(3) 結婚の希望を叶えるための支援

現 状

- ◆若者のライフスタイルや価値観は多様であり、家族のあり方や家族を取り巻く環境も多様であることから、若者に対し、特定の価値観を押しつけたり無用なプレッシャーを与えたりすることは許されません。
- ◆主体的に、結婚したいと望んでいても、出会いがないことや経済的な不安により結婚に踏み切れないなどの課題を抱えている若者が一歩踏み出せるようにするための支援が求められています。

課 題

- ◆県のやまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」や民間の結婚情報サービスとの連携等を検討する必要があります。

取 組

- ◆結婚を希望される方々への応援機運の醸成と、結婚を希望される男女の出会いの機会の創出に取り組みます。
- ◆県・民間等の結婚相談機能との連携に取り組みます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	児童健全育成事業	結婚を希望される男女の出会いの機会の創出が期待される婚活イベントの開催を支援します。

4 仕事と子育ての両立を推進する施策

【目標値の設定】

この施策に対する目標値を下記のとおり設定します。

項 目	現 状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
働きやすく、生活とのバランスがとれたまちだと思える市民の割合	34.9%	

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

現 状

- ◆国において、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、仕事と家庭の両立支援の取組といった仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための施策を社会全体として推進されています。
- ◆全国的に共働き世帯は年々増加しています。
- ◆就学前児童の母親が就業している割合は73.2%であり、就業していない母親のうち、38.3%が1年以内の就業意向があります。

課 題

- ◆子育てを支援する職場の環境づくり、育児休業が取得できる職場の環境づくりが必要です。
- ◆父親、母親が家庭での責任を果たすことができるよう、固定的な役割分担の意識を見直す必要があります。

取 組

- ◆子育てと仕事の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての意識啓発に取り組みます。
- ◆男性が子育てに参画することの重要性の啓発や、男性の育児に関する情報提供の充実を図ります。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	雇用対策事業	子育てをしながら働きやすい職場環境の実現に向けて、企業に対し、男性育児休業取得向上等の促進や職場環境改善に向けた支援を行います。
2	男女共同参画基本計画策定・推進事業	男性が家事や子育て、地域への参画等を自らのことと捉え、主体的な参画を促進するための広報を行い、職場優先の意識やライフスタイルの見直し、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。
3	男女共同参画センター運営事業	ワーク・ライフ・バランス、無意識の偏見への気づきをテーマとした講座等を開催し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発を行います。

(2) 働きやすい環境づくり

現 状

- ◆こどもが生まれた時に育児休業を取得した（取得中）と回答した割合は、就学前児童の母親で54.6%となっていますが、37.1%が「働いていなかった」と回答しており、働いていた母親だけで見ると育児休業を取得した割合は87.5%となっています。
一方、就学前児童の父親では、育児休業を取得した（取得中）と回答した割合は15.5%となっており、5年前に比べると上昇していますが、依然低い水準となっています。
- ◆育児休業を取得していない理由としては、就学前児童の母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が30.0%、「職場に育児休業の制度がなかった」が17.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が12.5%となっており、5年前に比べると、より育児休業を取得しやすい環境になっていることがうかがえます。
一方、就学前児童の父親では、「仕事が忙しかった」が53.2%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が40.2%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が32.7%となっており、5年前に比べ職場環境等が厳しさを増している状況がうかがえます。（複数回答あり）

課 題

- ◆子育てしながら働きやすい環境づくりなど企業に向けた意識啓発が必要です。
- ◆育児休業が取得しやすい環境を整える必要があります。

取 組

- ◆育児休業制度など各種法制度の普及、子育てを支援する環境づくりなどの意識啓発に取り組みます。
- ◆子育てをしながら働きやすい職場環境づくりに取り組む企業に対して支援を行います。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	雇用対策事業（再掲）	子育てをしながら働きやすい職場環境の実現に向けて、企業に対し、男性育児休業取得向上等の促進や職場環境改善に向けた支援を行います。



子ども・子育て支援事業計画

1 提供区域の設定

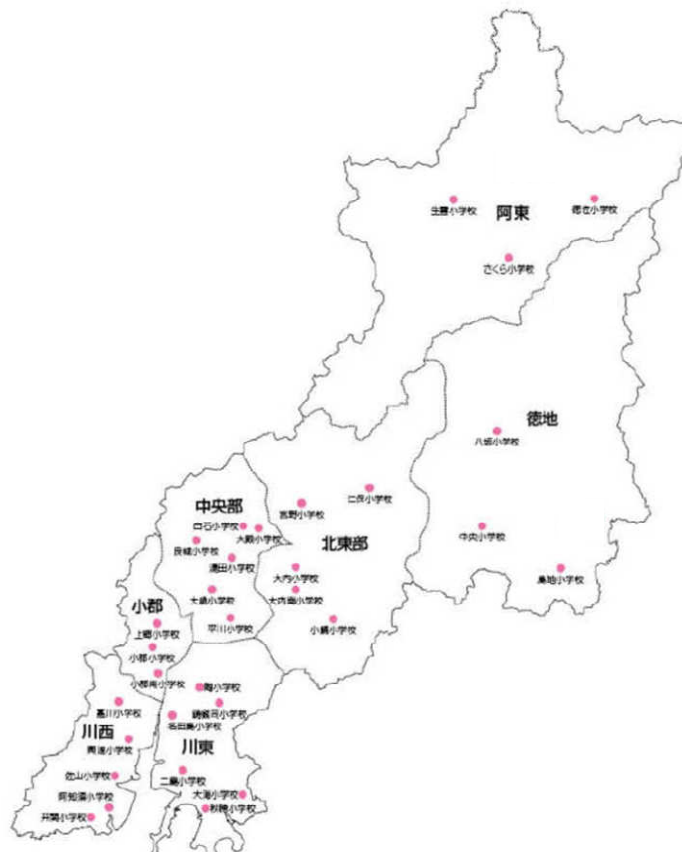
国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本計画では、事業の継続性、整合性を図るため、第二期計画までと同様の以下の提供区域を設定します。

(1) 教育・保育

以下の7区域とします。

区 域	地 域
① 阿東	阿東
② 徳地	徳地
③ 北東部	仁保、小鯖、大内、宮野
④ 中央部	大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳
⑤ 小郡	小郡
⑥ 川東	陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂
⑦ 川西	嘉川、佐山、阿知須



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

「(1)教育・保育」と同様の7区域とします。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校区を単位とした区域とします。

(4) 地域子育て支援拠点事業

「(1)教育・保育」と同様の7区域とします。

(5) - 1 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

在園児対象であることから、市全域を1区域とします。

(5) - 2 一時預かり事業（(5) - 1を除く）、子育て援助活動支援事業（就学前）

「(1)教育・保育」と同様の7区域とします。

(6) 子育て短期支援事業

市全域を1区域とします。

(7) 病児保育事業

以下の2区域とします。

区 域	地 域
① 北部	阿東、徳地、仁保、小鯖、大内、宮野、大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大蔵
② 南部	小郡、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、嘉川、佐山、阿知須

(8) 子育て援助活動支援事業（就学後）

市全域を1区域とします。

(9) 利用者支援事業

市全域を1区域とします。

(10) 妊婦健康診査

市全域を1区域とします。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

市全域を1区域とします。

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

「(1)教育・保育」と同様の7区域とします。

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

市全域を7区域とします。

(14) 子育て世帯訪問事業

市全域を1区域とします。

(15) 児童健全育成支援拠点事業

以下の2区域とします。

区 域	地 域
① 北部	阿東、徳地、仁保、小鯖、大内、宮野、大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳
② 南部	小郡、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、嘉川、佐山、阿知須

(16) 親子関係形成支援事業

市全域を1区域とします。

(17) 産後ケア事業

市全域を1区域とします。

2 教育・保育施設、地域型保育事業の量の見込みと確保方策の内容

●現状

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在) (単位:人)

施設・区分		0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	11園	—	—	651	651
②保育園(認可・へき地等)	49園	176	1,311	2,158	3,645
③認定こども園(幼、保)	8園	22	227	1,304	1,553
④認可外保育施設	22施設	13	168	74	255
計		211	1,706	4,187	6,104

※幼稚園、保育園、認定こども園には、市外利用の116人を含む。

※保育園待機児童の状況(各年4月1日現在)…R4(4人)／R5(0人)／R6(2人)

●施設型給付等の支援を受けるこどもの認定区分

「幼稚園」「保育園」「認定こども園」「地域型保育事業」の教育・保育を利用するこどもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

3つの認定区分(小学校就学前の子ども)	利用できる施設・事業
1号認定子ども(教育標準時間認定) 満3歳以上で、教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども(満3歳以上保育認定) 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育又は幼稚園+預かり保育を希望する子ども	幼稚園+預かり保育 保育園 認定こども園
3号認定子ども(満3歳未満保育認定) 満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望する子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業(小規模保育等)

※「1号認定子ども」、「2号認定子ども」及び「3号認定子ども」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項に規定する、子どものための教育・保育給付に係る区分をいう(以下この計画において同じ。)

【量の見込みの考え方】

◆推計値(1号・2号・3号認定子どもの量の見込み)として、5,500人～5,800人程度を見込んでいます。

◆1号認定子どもの量は、今後も減少していくものと見込んでいますが、2号・3号認定子どもの量については、今後もしばらくは増加していくものと見込んでいます。

※量の見込みは、利用希望意向のアンケート調査による推計値を踏まえた潜在ニーズを含む数値となっています。

【山口市全域】

(各年4月1日現在／単位：人)

	認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み		937	850	794	759	720
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)		328	305	284	273	264
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	1,545	1,552	1,558	1,560	1,562
		確認を受けない幼稚園	574	585	597	604	609
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	328	305	284	273	264
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		2,767	2,720	2,680	2,679	2,661
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	2,923	2,922	2,922	2,922	2,922
	提供量の不足		49	10	4	8	5
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		1,798	1,821	1,900	1,897	1,906
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	1,949	1,949	1,950	1,950	1,950
		地域型保育事業	156	156	156	156	156
	提供量の不足		6	0	7	5	9
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		5,830	5,696	5,658	5,608	5,551
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	6,417	6,423	6,430	6,432	6,434
		確認を受けない幼稚園	574	585	597	604	609
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	328	305	284	273	264
		地域型保育事業	156	156	156	156	156
	提供量の不足		55	10	11	13	14
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		55	10	11	13	14
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0	0

※「提供量の不足」については、各区域の認定区分ごとに発生している「提供量の不足」を合計しているため、表内各欄における差引とは一致していません。

【確保方策の考え方】

- ◆1号認定子どもの量の見込みは今後も大幅に減少していくものの、2号認定子どもの量の見込みはゆるやかに減少していく傾向にあります。また、3号認定子どもの量の見込みは今後も増加していく傾向にあることから、0～2歳児を対象とした保育提供体制の確保を中心に進めていきますが、3～5歳児についても保育提供体制が充足するよう、体制確保を進めていきます。
- ◆令和6年度当初は、3号認定子どもにおいて待機児童が2人発生しているため、引き続き保育士の確保に努めるとともに、認定こども園における幼稚園部・保育園部の定員の見直し等により保育提供体制の確保を図ることで、待機児童を解消します。
- ◆令和7年度以降は原則として定員拡大を伴う保育園等の施設整備は行わない予定ですが、安全な保育環境を確保するため、施設の経年劣化等に対する機能維持を目的とした施設整備(修繕等)は、引き続き実施します。

【1 阿東区域】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	2	2	2	2	2
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	0	0	0	0	0
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)		20	20	20
		確認を受けない幼稚園		0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		14	11	11	12
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)		34	34	34
		提供量の不足		0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		5	6	6	5
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)		26	26	26
		地域型保育事業		0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		21	19	19	18
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)		80	80	80
		確認を受けない幼稚園		0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		0	0	0
		地域型保育事業		0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		0	0	0	0
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0

※阿東区域のへき地保育園については、幼稚園機能(満3歳以上に適用)と保育園機能を有する施設

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	—	—
②保育園(認可・へき地等)	0	6	19	25
③認定こども園(幼、保)	—	—	—	—
④認可外保育施設	—	—	—	—
計	0	6	19	25

【確保方策の考え方】

◆提供体制は充足しています。

【2 徳地域域】

(各年4月1日現在／単位：人)

	認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み		0	0	0	0	0
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)		0	0	0	0	0
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		28	22	21	19	22
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	41	41	41	41	41
	提供量の不足		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		12	18	19	17	14
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	19	19	19	19	19
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		40	40	40	36	36
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	60	60	60	60	60
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		0	0	0	0	0
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0	0

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	—	—
②保育園(認可・へき地等)	2	15	26	43
③認定こども園(幼、保)	—	—	—	—
④認可外保育施設	—	—	—	—
計	2	15	26	43

【確保方策の考え方】

◆提供体制は充足しています。

【3 北東部区域】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み		83	75	70	66	63
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)		5	5	5	5	5
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	432	432	432	432	432
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	5	5	5	5	5
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		607	600	586	584	583
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	689	689	689	689	689
	提供量の不足		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		376	381	391	392	391
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	443	443	443	443	443
		地域型保育事業	19	19	19	19	19
	提供量の不足		0	0	0	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		1,071	1,061	1,052	1,047	1,042
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	5	5	5	5	5
		地域型保育事業	19	19	19	19	19
	提供量の不足		0	0	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		0	0	0	0	0
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0	0

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	45	45
②保育園(認可・へき地等)	38	316	560	914
③認定こども園(幼、保)	3	14	91	108
④認可外保育施設	3	13	34	50
計	44	343	730	1,117

【確保方策の考え方】

- ◆提供体制は充足しています。
- ◆1号認定子どもは減少傾向が見受けられるため、公立幼稚園における1号認定子どもの定員縮小を検討します。

【4 中央部区域】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	570	512	482	460	441
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	169	153	142	135	133
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	764	770	772	774
		確認を受けない幼稚園	350	360	369	374
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	169	153	142	135
	提供量の不足		0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		1,266	1,227	1,217	1,211
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	1,217	1,217	1,217	1,217
		提供量の不足	49	10	0	5
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		868	895	933	945
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	885	885	885	885
		地域型保育事業	118	118	118	118
	提供量の不足		0	0	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		2,873	2,787	2,774	2,739
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	2,866	2,872	2,874	2,876
		確認を受けない幼稚園	350	360	369	374
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	169	153	142	135
		地域型保育事業	118	118	118	118
	提供量の不足		49	10	0	5
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		49	110	0	0
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0

※各認定区分において、確保方策総数＞量の見込み(必要利用定員総数)となった場合、提供量の不足は「0」と表示しています。このため、合計欄内における「提供量の不足」の合計値は、「確保方策－量の見込み(必要利用定員総数)」の差引数値とは一致しません。

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	386	386
②保育園(認可・へき地等)	87	595	881	1,563
③認定こども園(幼、保)	11	140	774	925
④認可外保育施設	2	62	29	93
計	100	797	2,070	2,967

【確保方策の考え方】

- ◆1号認定子どもは減少傾向が見受けられるため、公立幼稚園における1号認定子どもの定員縮小を検討します。
- ◆量の見込みに対して、2号認定子どもの提供体制が不足しています。また、3号認定子どもは増加傾向が見受けられることから、認定こども園における幼稚園部・保育園部の定員の見直し等によりニーズに対応していきます。

【5 小郡区域】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み		183	172	158	149	135
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)		108	104	97	93	86
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	172	174	177	179	182
		確認を受けない幼稚園	210	212	216	218	222
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	108	104	97	93	86
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		384	388	372	364	342
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	416	416	416	416	416
	提供量の不足		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		248	235	250	255	257
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	302	302	302	302	302
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		923	899	877	861	820
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	890	892	895	897	900
		確認を受けない幼稚園	210	212	216	218	222
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	108	104	97	93	86
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		0	0	0	0	0
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0	0

※各認定区分において、確保方策総数＞量の見込み(必要利用定員総数)となった場合、提供量の不足は「0」と表示しています。このため、合計欄内における「提供量の不足」の合計値は、「確保方策 — 量の見込み(必要利用定員総数)」の差引数値とは一致しません。

【参考】 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	162	162
②保育園(認可・へき地等)	30	183	328	541
③認定こども園(幼、保)	1	28	213	242
④認可外保育施設	3	63	2	68
計	34	274	705	1,013

【確保方策の考え方】

- ◆ 3号認定子どもにおいて、令和6年度当初は待機児童が2人発生し、今後も高い保育需要が見込まれることから、認定こども園における幼稚園部・保育園部の定員の見直し等によりニーズに対応していきます。

【6 川東区域】

(各年4月1日現在／単位：人)

	認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み		22	20	17	18	18
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)		19	18	16	17	18
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	71	72	74	73	72
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	19	18	16	17	18
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		99	95	84	96	99
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	140	140	140	140	140
	提供量の不足		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		60	64	75	66	62
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	70	70	70	70	70
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	5	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		200	197	192	197	197
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	281	282	284	283	282
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	19	18	16	17	18
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	5	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		0	0	5	0	0
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0	0

※各認定区分において、確保方策総数＞量の見込み(必要利用定員総数)となった場合、提供量の不足は「0」と表示しています。このため、合計欄内における「提供量の不足」の合計値は、「確保方策 — 量の見込み(必要利用定員総数)」の差引数値とは一致しません。

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	30	30
②保育園(認可・へき地等)	4	47	99	150
③認定こども園(幼、保)	—	5	37	42
④認可外保育施設	1	2	3	6
計	5	54	169	228

【確保方策の考え方】

- ◆量の見込みに対して、3号認定子どもの提供体制が不足する年度もあることから、認定こども園における幼稚園部・保育園部の定員の見直し等によりニーズに対応していきます。

【7 川西区域】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	47	42	40	40	38
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	5	5	5	5	5
	確保 方策					
	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	70	70	70	70	70
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	5	5	5	5	5
提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	333	342	354	358	346
	確保 方策					
	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	350	350	350	350	350
提供量の不足		0	0	4	8	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	205	198	201	204	208
	確保 方策					
	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	180	180	180	180	180
	地域型保育事業	19	19	19	19	19
提供量の不足		6	0	2	5	9
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)	590	587	600	607	597
	確保 方策					
	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	600	600	600	600	600
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	5	5	5	5	5
	地域型保育事業	19	19	19	19	19
提供量の不足		6	0	6	13	9
参考 数値	定員の弾力化等による受入数	6	0	6	13	9
	実質的な提供量の不足	0	0	0	0	0

※各認定区分において、確保方策総数＞量の見込み(必要利用定員総数)となった場合、提供量の不足は「0」と表示しています。このため、合計欄内における「提供量の不足」の合計値は、「確保方策 — 量の見込み(必要利用定員総数)」の差引数値とは一致しません。

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	—	—
②保育園(認可・へき地等)	12	137	223	372
③認定こども園(幼、保)	5	33	147	185
④認可外保育施設	4	28	6	38
計	21	198	376	595

【確保方策の考え方】

- ◆量の見込みに対して、2号認定・3号認定子どもの提供体制が不足しています。認定こども園における幼稚園部・保育園部の定員の見直し等によりニーズに対応していきます。

【8 市外】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	30	27	25	24	23
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	22	20	19	18	17
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	16	14	13	12
		確認を受けない幼稚園	14	13	12	11
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	22	20	19	18
	提供量の不足		0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		36	35	35	35
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	36	35	35	35
	提供量の不足		0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		24	24	25	25
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	24	24	25	25
		地域型保育事業	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		112	106	104	102
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	76	73	73	72
		確認を受けない幼稚園	14	13	12	11
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	22	20	19	17
		地域型保育事業	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	28	28
②保育園(認可・へき地等)	3	12	22	37
③認定こども園(幼、保)	2	7	42	51
④認可外保育施設	—	—	—	—
計	5	19	92	116

※認可外保育施設の市外利用については未把握

【確保方策の考え方】

◆利便性等による市外利用の状況を踏まえ、必要量の確保を図ります。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立保育園整備費助成事業	安全な保育環境を確保するため、施設の経年劣化等に対する機能維持・強化を目的とした施設整備（修繕等）を行う事業者に対して、その費用を補助します。
2	認定こども園整備費助成事業	
3	地域型保育整備費助成事業	
4	市立保育園管理運営業務	安全な保育環境を確保するため、施設の経年劣化等に対する機能維持・強化を目的とした施設整備（修繕等）を実施します。
5	へき地保育所管理運営業務	
6	市立認定こども園管理運営業務	
7	市立幼稚園管理運営業務	
8	児童福祉施設整備費償還金助成事業	認可保育施設等による施設整備のための借入金について、元金及び利息の一部を助成します。
9	保育士等人材確保事業	就職希望者と保育施設の双方にアプローチする取組を実施し、市内保育施設全体の人材不足の解消と定着を図ります。 市内私立保育所等の求人を一括して地域情報誌やWEB サイト等に掲載するなど保育士等のマッチングを継続して実施します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の内容

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園、認定こども園等で保育を実施する事業です。

●現状

平成5年度実績 (単位：人)

施設数	利用者数
36	1,703

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在／単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み	2,050	2,040	2,060	2,050	2,050
	確保方策	2,050	2,040	2,060	2,050	2,050
阿 東	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保方策	10	10	10	10	10
徳 地	量の見込み	15	15	15	15	15
	確保方策	15	15	15	15	15
北東部	量の見込み	380	380	380	380	380
	確保方策	380	380	380	380	380
中央部	量の見込み	1,010	1,000	1,010	1,000	1,010
	確保方策	1,010	1,000	1,010	1,000	1,010
小 郡	量の見込み	320	320	320	320	310
	確保方策	320	320	320	320	310
川 東	量の見込み	75	75	75	75	75
	確保方策	75	75	75	75	75
川 西	量の見込み	220	220	230	230	230
	確保方策	220	220	230	230	230
市 外	量の見込み	20	20	20	20	20
	確保方策	20	20	20	20	20

【量の見込みの考え方】

- ◆2号認定子ども及び3号認定子どもの量の見込みを勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- ◆提供体制については、利用ニーズの動向を踏まえながら、引き続き確保していきます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立保育園特別保育事業	保育認定を受けた子どもについて、利用時間外に保育を実施する時間外保育事業を、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業に委託して実施します。
2	認定こども園特別保育事業	
3	地域型保育特別保育事業	
4	市立保育園管理運営業務	保育認定を受けた子どもについて、利用時間外に保育を実施する時間外保育事業を、公立保育園（所）、認定こども園で実施します。
5	へき地保育所管理運営業務	
6	市立認定こども園管理運営業務	

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

●現状

令和6年4月1日現在の実績

(単位：人)

学級数	定員	利用者数／児童数			
		低学年		高学年	
59 学級	2,822	1 年生	804/1,363	4 年生	359/1,441
		2 年生	793/1,444	5 年生	113/1,562
		3 年生	668/1,483	6 年生	54/1,506
計	2,822	2,312/4,290		587/4,509	

※放課後児童クラブ待機児童の状況(各年4月1日現在)…R4(164人)／R5(215人)／R6(236人)

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在／単位：人)

			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
全 域	量の 見込み	全体	2,770	2,832	2,825	2,802	2,801	
		1 年生	調整中					1
		2 年生						4
		3 年生						0
		4 年生						7
		5 年生						4
		6 年生						5
	確保方策			2				
	提供量の不足（①）			3				
参考 数値	面積基準までの 弾力的な受入数（②）		3					
	実質的な提供量の 不足（①－②）	0	0	0	0	0		

見込み量算出における利用率

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	全体
過去の平均利用率(%)	40.9	46.9	67.9	66.5	65	65	67.2
過去の平均利用伸び率(%)	調整中						3
計画期間中の利用見込率(%)							3

※過去の平均利用率及び平均利用伸び率は、令和2年度から令和6年度の4月1日実績数値(待機児童を含む)より算出

【量の見込みの考え方】

- ◆ 利用希望意向アンケートの結果における推計値は、減少する見込みとなつていますが、
調整中
を算出しています。

【確保方策の考え方】

- ◆ 鑄銭司小学校区については、施設が老朽化し、今後も待機児童が見込まれるため、学級の移設新設を行い、令和9年4月に定員拡大と保育環境の充実を図ります。
- ◆ 面積基準まで利用者の弾力的な受入れを行います。
- ◆ 更なる公共施設や民有施設等の積極的な活用及び運営団体の確保を図ります。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	放課後児童クラブ運営事業	放課後、留守家庭児童となる小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの運営を指定管理又は委託により実施します。
2	放課後児童クラブ整備事業	放課後児童クラブの待機児童解消を図るため、施設の新築・増改築等により、定員の拡大を図ります。

(3) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

●現状

令和5年度実績

(単位：人日/月)

施設区分		全域	阿東	徳地	北東部	中央部	小郡	川東	川西
保育園 設置型等	施設数	14		1	2	5	1	2	3
	利用者数	2,785		12	277	1,309	822	104	261
地域型	施設数	12	1		2	5	1	2	1
	利用者数	2,315	7		173	1,448	235	139	313
計	施設数	26	1	1	4	10	2	4	4
	利用者数	5,100	7	12	450	2,757	1,057	243	574

※利用者数は年間に利用した延べ人数を月に換算して計上

※利用者数には、保護者やイベント等開催時の参加者等を含む

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み (延べ人数/月)	5,017	4,878	4,836	4,769	4,706
	確保方策(箇所)	26	26	26	26	26
阿 東	量の見込み	21	21	20	20	19
	確保方策	1	1	1	1	1
徳 地	量の見込み	36	36	35	32	31
	確保方策	1	1	1	1	1
北東部	量の見込み	1,134	1,105	1,085	1,069	1,056
	確保方策	4	4	4	4	4
中央部	量の見込み	2,284	2,219	2,212	2,181	2,174
	確保方策	10	10	10	10	10
小 郡	量の見込み	740	708	692	675	647
	確保方策	2	2	2	2	2
川 東	量の見込み	181	179	176	174	171
	確保方策	4	4	4	4	4
川 西	量の見込み	621	610	616	618	608
	確保方策	4	4	4	4	4

※単位の「人日/月」:1カ月の延べ利用人数

【量の見込みの考え方】

◆令和5年度における年間に利用した延べ人数の実績が、対象児童数の64.83%にあたることを踏まえ、推計児童数の65%を見込み量とします。

【確保方策の考え方】

◆現状の施設 26 箇所を実施します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子、特に未就園児がいる家庭の親子の交流促進や子育てに関する相談、援助等を行います。 ・交流広場の提供 ・子育て関連情報の収集、提供 ・子育てに関する相談 ・子育て支援講座の実施 ・子育てサークル等の育成支援 ・地域の子どもと保育所児童との交流

(4) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

在園児を対象に、通常の教育時間の終了後等に一時預かりを行う事業です。

●現状

令和5年度実績

施設及び施設数	延利用者数
私立幼稚園 5 園	29,761 人
私立認定こども園 4 園	7,711 人
合 計	37,472 人

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み (人日/年)	60,700	55,400	51,700	49,500	47,200
	確保方策 (人日/年)	60,700	55,400	51,700	49,500	47,200

※単位の「人日/年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

- ◆1号認定子ども及び2号認定子ども（幼児期の学校教育の利用希望が強い）の量の見込みを勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- ◆全ての私立幼稚園、認定こども園（幼稚園部）における実施体制とします。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立幼稚園特別保育事業	私立幼稚園、認定こども園に一時預かり事業（幼稚園型）を委託して実施します。
2	認定こども園特別保育事業	
3	幼稚園教育研究団体助成事業	預かり保育を実施した施設に対して、その費用を補助します。

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（就学前）

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園、認定こども園、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

- ・ 保育園等の一時預かり
通常保育とは別に、専用スペースにおいて月 14 日以内で一時的に保育する事業で、在園児以外の児童が対象となります。
- ・ 保育園等の緊急一時預かり
緊急的な理由により、一時的に保育する事業です。
- ・ 地域子育て支援拠点施設の預かり
週 2 日、3 時間までの短時間に施設で保育する事業です。0 歳児から対象となります。

■子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児を子育て中の保護者を会員として、乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

●現状

令和5年度実績

（単位：人日／年）

施設	施設数	利用者数
保育園等（一時預かり）	7	5,196
保育園等（緊急一時預かり）	2	316
認可外保育施設	—	—
地域子育て支援拠点施設	1	185
ファミリーサポートセンター	1	1,460

※単位の「人日／年」：1 年間の延べ利用者数

※認可外保育施設の実施状況は未把握

※ファミリーサポートセンターは、未就学児の利用を計上

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
全 域	量の見込み（人日／年）		12,786	12,236	12,074	11,724	11,466
	確保方策 （人日／年）	一時預かり（幼稚園型を除く）	11,350	10,840	10,690	10,360	10,120
		子育て援助活動支援事業※	1,437	1,395	1,383	1,365	1,346
阿 東	量の見込み		51	41	41	36	35
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	45	35	35	30	30
		子育て援助活動支援事業※	6	6	6	6	5
徳 地	量の見込み		85	85	85	69	69
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	75	75	75	60	60
		子育て援助活動支援事業※	10	10	10	9	9
北東部	量の見込み		2,455	2,366	2,360	2,346	2,272
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	2,130	2,050	2,050	2,040	1,970
		子育て援助活動支援事業※	325	316	310	306	302
中央部	量の見込み		6,354	6,035	5,933	5,724	5,672
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	5,700	5,400	5,300	5,100	5,050
		子育て援助活動支援事業※	654	635	633	624	622
小 郡	量の見込み		2,012	1,953	1,898	1,793	1,735
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	1,800	1,750	1,700	1,600	1,550
		子育て援助活動支援事業※	212	203	198	193	185
川 東	量の見込み		452	431	430	430	409
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	400	380	380	380	360
		子育て援助活動支援事業※	52	51	50	50	49
川 西	量の見込み		1,376	1,324	1,326	1,327	1,274
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	1,200	1,150	1,150	1,150	1,100
		子育て援助活動支援事業※	178	174	176	177	174

※子育て援助活動支援事業の数値は、就学前児童が対象

※単位の「人日／年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

《一時預かり（幼稚園型を除く）》

- ◆保育園等の一時預かりは、保育施設を利用していない子どもの量の見込みを勘案した推計値を見込み量としています。
- ◆保育園等の緊急一時預かりは、過去の実績を勘案して、延べ300人を見込み量としています。
- ◆地域子育て支援拠点施設の利用については、直近の利用実績185人から延べ200人を見込み量とします。

《子育て援助活動支援事業》

- ◆ファミリーサポートセンター事業は、令和5年度における年間に利用した延べ人数の実績が、対象児童数の18.6%にあたることを踏まえ、同じ利用率を基に見込み量を推計します。

【確保方策の考え方】

- ◆保育園等の一時預かりについては、現状の受入施設において対応しますが、社会情勢や利用ニーズの動向を踏まえながら、受入施設の拡充について取り組みます。
- ◆保育園等の緊急一時預かりについては、公立保育園で実施することを基本としますが、利用ニーズに応じて、私立認可保育園でも実施します。
- ◆地域子育て支援拠点施設については、現状の受入施設において対応しますが、社会情勢や利用ニーズの動向を踏まえながら、受入施設の拡充について検討します。
- ◆ファミリーサポートセンターについては、相互援助活動が円滑に実施できるよう

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立保育園特別保育事業	私立保育園、認定こども園等に一時預かり事業を委託して実施します。
2	認定こども園特別保育事業	
3	地域型保育特別保育事業	
4	市立保育園管理運営業務	公立保育園（所）において、一時預かり事業を実施します。
5	へき地保育所管理運営業務	
6	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点施設に一時預かり事業を委託して実施します。
7	ファミリーサポートセンター運営事業	育児サービスを受けたい方と子育て支援の提供を行う方の依頼調整を行います。

(5) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児・小学生児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・ショートステイ（短期入所生活援助事業）…宿泊を含む預かりを行う事業
- ・トワイライトステイ（夜間養護等事業）…概ね 22 時までの預かりを行う事業

●現状

令和5年度実績

(単位：人日／年)

事業	施設数	利用者数
ショートステイ	7 箇所	30
トワイライトステイ		41
(日中一時預かり)		(56)

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年 4 月 1 日現在)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
全 域	量の見込み(人日/年)	100	100	100	100	100
	ショートステイ	50	50	50	50	50
	トワイライトステイ	50	50	50	50	50
	確保方策(箇所)	7	7	7	7	7

※単位「人日／年」：1 年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

◆近年の実績値の推移を勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

◆現状の受入施設である児童養護施設等 6 箇所（市内 4 箇所、市外 2 箇所）及び里親で対応します。（令和 4 年度から事業の実施機関として里親を加えています。）

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	家庭児童相談事業	相談室を設置し、専門職（保健師・社会福祉士・保育士等）が子どもや家庭に関する相談に応じ、内容によって必要な支援に繋がります。

(6) 病児保育事業

病児（12歳までの児童）について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士が一時的に保育等を実施する事業です。

●現状

令和5年度実績

(単位：人日／年)

		全域	市外利用	計
病児保育	施設数	4	—	4
	利用者数	5,572	326	5,898

※利用者数は、各施設の年間に利用した延べ人数を計上

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
全 域	量の見込み(人日／年)		6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
	確保方策	(人日／年)	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
		(箇所)	4	4	4	4	4
北 部	量の見込み		3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
	確保方策	(人日／年)	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
		(箇所)	2	2	2	2	2
南 部	量の見込み		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	確保方策	(人日／年)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		(箇所)	2	2	2	2	2
(市 外)	量の見込み		300	300	300	300	300
	確保方策	(人日／年)	300	300	300	300	300
		(箇所)	—	—	—	—	—

※単位の「人日／年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

◆過去の実績に基づき、市内6,100人程度、市外300人程度を見込み量とします。

【確保方策の考え方】

◆実績からも現行の4施設で必要な量を確保できると考えられることから、現状を維持しつつも、実績等状況を踏まえながら、必要に応じて受入施設数の拡大を図ります。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	病児保育事業	病気回復期に至らない乳児・幼児又は小学校に就学している児童で、家庭保育ができない場合や集団教育が困難な場合に、市内4箇所の病児保育所において、一時預かりを行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

■子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

小学生児童を子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との育児に係る相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

●現状

令和5年度実績

(単位：人日／年)

利用内容	全域	阿東	徳地	山口	小郡	秋穂	阿知須
放課後児童クラブ終了後や外出時の預かり等	1,216	0	0	1,031	125	18	42

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み（人日／年）	1,187	1,160	1,126	1,089	1,057
	確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

※単位の「人日／年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

- ◆令和5年度における年間に利用した延べ人数の実績が、対象児童数の12.4%にあたることを踏まえ、令和5年度の実績を基に見込み量を推計します。

【確保方策の考え方】

- ◆市内1箇所で事業を実施します。また、入会受付等については、各総合支所においても行ないます。
- ◆相互援助活動が円滑に実施できるよう会員の確保に取り組めます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	ファミリーサポートセンター運営事業	育児サービスを受けたい方と子育て支援の提供を行う方の依頼調整を行います。

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

●現状

令和6年4月1日時点

山口市こども家庭センター（基本型・特定型）	1箇所
やまぐち子育て福祉総合センター（特定型）	1箇所
こども家庭センター（母子保健型）	2箇所

●「量の見込み」及び「確保方策」

① 基本型・特定型

（各年4月1日現在）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み（箇所）	3	3	3	3	3
	確保方策（箇所）	3	3	3	3	3

② こども家庭センター型（母子保健型）

（各年4月1日現在）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み（箇所）	2	2	2	2	2
	確保方策（箇所）	2	2	2	2	2

【量の見込みの考え方】

◆基本型・特定型

本事業は、全市的な視点を重視して3箇所とします。

◆こども家庭センター型（母子保健型）

全市的な視点を重視して2箇所とします。

【確保方策の考え方】

◆基本型・特定型

教育・保育施設等の利用支援については、「山口市保健センター」、「山口市小郡保健福祉センター」及び「やまぐち子育て福祉総合センター」において実施します。

◆こども家庭センター型（母子保健型）

「やまぐち母子健康サポートセンター」の機能を包含する「こども家庭センター」を令和5年11月に設置、南部地域の支援拠点として、小郡保健福祉センター内にも機能設置しています。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	妊娠・出産包括支援事業 (利用者支援事業「こども家庭センター型」)	こども家庭センターにおいて、保健師、助産師等が妊娠期から子育て期にわたる専門的な相談及び支援を行います。
2	子育て福祉総合センター管理運営事業 (利用者支援事業「特定型」)	教育・保育・その他の子育て支援に関する情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
3	児童健全育成事業 (利用者支援事業「基本型・特定型」)	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関が円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働等を行います。

(9) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

●現状

令和5年度実績

(単位：件)

事業	健診回数	延べ受診件数
妊婦健康診査	14 回	14,707

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み（人回）	15,600	15,340	15,080	14,950	14,820
	対象者数（人）	1,200	1,180	1,160	1,150	1,140
	健診回数（回）	13	13	13	13	13
	確 保 方 策	実施場所（箇所）	25	25	25	25
		実施体制	医療機関との委託契約			
		検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目			
		実施時期	通年実施			

※健診回数は、上限14回のうち一人当たりの平均健診回数として見込まれるもの

※実施場所は、県内の医療機関と委託契約、里帰り先の県外医療機関受診の場合は健康診査費用を助成

【量の見込みの考え方】

- ◆15歳から49歳までの女性の人口や妊娠届出数の推移を勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- ◆現行体制により、提供体制を引き続き確保していきます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	妊婦健康診査事業	妊婦及び胎児の健康状態を把握するため、妊婦健康診査を14回実施し、費用は経済的負担の軽減を図るため公費負担とします。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

●現状

令和5年度実績

	件数・実施率
出生数	1,181 件
訪問対応数	1,145件
事業実施率	97.0%

※訪問者：保健師、助産師、母子保健推進員

●「量の見込み」及び「確保方策」

（各年4月1日現在）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み（人）		1,225	1,200	1,180	1,160	1,150
	確 保 方 策	実施体制（人）	213	213	213	213	213
		実施機関	山口市				
		委託団体等	市母子保健推進協議会（183人） 保健師・助産師（30人）				

【量の見込みの考え方】

◆妊娠届出数の推移から出生数を勘案し、推計値を見込み量とします。

【確保方策の考え方】

- ◆現行体制により、提供体制を引き続き確保していきます。
- ◆乳児家庭全戸訪問事業に取り組む中で、さらなる支援が必要と判断される家庭については、要保護児童対策地域協議会の協議に基づき実施する養育支援訪問事業により、継続的な支援体制を整えます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	母子保健指導事業 （乳児家庭全戸訪問事業）	保護者の育児不安や悩みに寄り添い、子育てに関する情報提供などを行うために、保健師・助産師・母子保健推進員が4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。
2	母子地域活動事業 （乳児家庭全戸訪問事業）	

(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、児童虐待の未然防止に資する事業です。

●現状

令和5年度実績 (単位：世帯)

事業	訪問世帯数
養育支援訪問事業(専門的相談支援)	53

※延べ件数は149件

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み (訪問世帯数)	60	60	60	60	60
	確保 方策	実施体制 市家庭児童相談室(10人)				
		実施機関 山口市				

【量の見込みの考え方】

◆近年の実績値の推移を勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

◆現行体制により、提供体制を引き続き確保していきます。

◆乳児家庭全戸訪問事業と連携し支援が必要と判断される家庭については、要保護児童対策地域協議会の協議に基づき実施する養育支援訪問事業により、継続的な支援体制を整えます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	養育支援訪問事業	養育状況により支援の必要性があると思われる家庭に対し、家庭訪問等を行い、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行い、養育上の諸問題の解決、改善を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者が実費徴収を行うことができる費用について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

- (1) 生活保護受給世帯等を対象に、特定教育・保育施設等に対して支払う日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事参加に要する費用等を補助します。
 - (2) 低所得世帯又は多子世帯を対象に、食事の提供（副食に限る）に係る実費徴収額の費用を補助します。
- ※(2)の対象施設は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園に限ります。

●現状

令和5年度実績

	実人数
(1)	25
(2)	88

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1)	全 域	量の見込み(人)	20	20	20	20	20
		確保方策(人)	20	20	20	20	20
(2)	全 域	量の見込み(人)	195	190	185	180	175
		確保方策(人)	195	190	185	180	175

【量の見込みの考え方】

- ◆(1)については、特定教育・保育施設等を利用する子どもについて、令和6年10月1日時点の生活保護受給世帯等の割合から推計した給付対象者を量の見込みとします。
- ◆(2)については、施設型給付に移行していない幼稚園における子どもについて、令和6年10月1日時点の実績から推計した給付対象者を量の見込みとします。

【確保方策の考え方】

- ◆(1)、(2)ともに各給付対象者の保護者に対象費用の一部を補助します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	実費徴収補足給付事業	生活保護受給世帯等の子どもの日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事参加に要する費用の一部を補助し、保護者の負担軽減を図ります。
2	私立幼稚園等副食費補助事業	幼稚園に通う低所得世帯、又は第3子以降の子どもの副食費を補助し、保護者の負担軽減を図ります。

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0歳6か月から満3歳未満で保育施設に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず月一定時間まで保育施設等で預かり、必要な支援を行う事業です。

●現状

実施していません。

●「量の見込み」及び「確保方策」

（各年4月1日現在／単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み	77	77	77	76	75
	確保方策	35	77	77	77	77
阿 東	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
徳 地	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
北東部	量の見込み	14	14	14	14	14
	確保方策	5	14	14	14	14
中央部	量の見込み	38	38	38	37	37
	確保方策	17	38	38	38	38
小 郡	量の見込み	12	12	12	12	11
	確保方策	6	12	12	12	12
川 東	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	1	3	3	3	3
川 西	量の見込み	8	8	8	8	8
	確保方策	4	8	8	8	8

※単位の「人／日」：1日の定員数

【量の見込みの考え方】

◆対象年齢における未就園児数から推計した定員数を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

◆必要定員数に応じた受入体制を確保し、利用ニーズの動向を踏まえながら、受入施設の拡充について検討します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立保育園特別保育事業	認可保育園、認定こども園、地域型保育事業等において乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。
2	認定こども園特別保育事業	
3	地域型保育特別保育事業	
4	市立保育園管理運営業務	
5	へき地保育所管理運営業務	
6	市立認定こども園管理運営業務	

(14) 子育て世帯訪問事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

●新規事業

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
全 域	量の見込み（人日／年）	180	180	180	180	180
	確保方策（人日／年）	180	180	180	180	180

※単位の「人日／年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

◆要保護・要支援家庭数の20%が利用することを見込み、平均利用日数等を勘案して見込み量を推計します。

【確保方策の考え方】

◆市内事業所やNPO法人等に委託して事業を実施します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	養育支援訪問事業	養育状況により支援の必要性があると思われる家庭に対し、家庭訪問等を行い、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行い、養育上の諸問題の解決、改善を図ります。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

●新規事業

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
全 域	量の見込み(人)	15	15	20	20	20
	確保方策(人)	15	15	20	20	20

【量の見込みの考え方】

◆要保護・要支援児童数の20%から30%の利用を想定し、見込み量を推計します。

【確保方策の考え方】

◆ (調整中)

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	児童虐待対策事業 (児童育成支援拠点事業)	<包括的に実施する内容> ・安全・安心な居場所の提供 ・生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等) ・学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等) 等

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

- ・子育て世帯相談支援事業
- ・BPプログラム

●現状

令和5年度実績 (単位：人日／年)	
利用内容	利用者数
BP1、BP2プログラム	521

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み (人／年)		60	60	60	60	60
	確保方策	(人／年)	60	60	60	60	60

【量の見込みの考え方】

- ◆近年の実績値や提供体制を勘案した推計値を量の見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- ◆こども家庭センター及び児童福祉施設等への委託で事業を実施します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	児童虐待対策事業 (子育て世帯相談支援事業)	子育て世帯の抱える複雑かつ多様化する相談支援ニーズに対して、地域の支援機関を活用し、相談支援体制の充実を図ります。
2	妊娠・出産包括支援事業 (BPプログラム)	親子の絆づくり、仲間づくりをしながら、子育てについて一緒に学ぶ講座を実施します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

●現状

令和5年度実績

(単位：回／年)

	面談回数
伴走型相談支援	2,172

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み（回／年）	2,450	2,400	2,360	2,320	2,300
	確保方策（回／年）	2,450	2,400	2,360	2,320	2,300

※実施場所は、県内近隣市の産科医療機関及び県助産師会と委託契約

【量の見込みの考え方】

- ◆妊娠届出数の推移を勘案した推計値をもとに、1組当たりの面談回数を2～3回とした推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- ◆こども家庭センター等において、妊娠届出時、妊娠8か月、出産後等の面談の機会に合わせて事業を実施します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	妊娠・出産包括支援事業 (妊婦等包括支援相談事業)	妊婦・その配偶者等に対して、面談の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

(18) 産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

●現状

令和5年度実績

(単位：人日／年)

	件数・実施率
産後ケア(母乳支援型・日帰り型・訪問型・宿泊型)	477

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み(回／年)	750	755	760	765	770
	確保方策(回／年)	750	755	760	765	770

【量の見込みの考え方】

◆産婦数の30%から40%、平均利用日数を1～2日と想定した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

◆産科医療機関、助産師会等に委託し実施する提供体制を引き続き確保していきます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	妊娠・出産包括支援事業 (産後ケア事業)	退院直後から産後1年までの間に、産科医療機関及び助産所等において、心身のケアや育児のサポート等を行います。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

【目標値の設定】

この事業に対する目標値を下記のとおり設定します。

項 目	現 状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
保育所待機児童数 (翌年度4月1日の状況)	2人	0人
認定こども園数	8園	26園
幼稚園や保育所(園)で就学前教育を受けている幼児の割合	97.8%	99.0%

(1) 認定こども園の普及

現 状

- ◆令和6年4月までに、8施設が幼稚園から認定こども園に移行しています。
- ◆令和7年度から令和11年度までの期間に認定こども園に移行を希望する私立保育園が18施設あります。
- ◆就学前児童の保護者が利用したいと考える施設として、「認定こども園」と回答した割合は30.4%となっています。(複数回答)

課 題

- ◆本市における1号認定こどもの量の見込みに対する提供体制は供給過剰となっており、2号認定・3号認定子どもにおいても将来的には供給過剰になる見込みです。こうしたことから、幼稚園や保育園の認定こども園への移行に際しての定員設定について、適正な需給状況が確保されるよう地域の実情に応じた数の設定が必要です。

取 組

- ◆認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育園から認定こども園への移行希望があれば、既存施設の利用状況や地域の需給状況を勘案し、既存施設の認定こども園化を進めていきます。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	認定こども園整備費助成事業	安全な保育環境を確保するため、施設の経年劣化等に対する機能維持・強化を目的として施設整備を行う事業者に対して、その費用を補助します。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援

現 状

- ◆幼稚園や保育園、認定こども園などの各施設の幼稚園教諭や保育士が、研修会等へ参加することにより資質向上を図っています。
- ◆やまぐち子育て福祉総合センターでは、対象者に民間施設の保育士等も含めた保育者・子育て支援者専門研修や、様々な研修会や講座を実施しています。
- ◆山口市すくすく保育プランを共通理念とし、各施設において特色ある保育を実施しています。
- ◆人材確保に向けた保育士養成校との連携やインターンシップの受入、保育業務のＩＣＴ化推進の取組も進めています。

課 題

- ◆待機児童が発生しているため、保育施設では保育士の配置基準の範囲内で、より多くの子どもの受入を行っており、ゆとりを持った保育を実施することに苦慮する状況も見受けられます。

取 組

- ◆やまぐち子育て福祉総合センターによる保育士資格応援講座や潜在保育士応援講座を引き続き実施し、保育士不足を解消し、保育士の負担軽減に向けて取り組んでいきます。
- ◆市全体の保育需要に対する保育の質と量を確保するため、新たな保育人材の掘り起こしや就職から定着に向けた取組を実施します。
- ◆市内の保育業務全体のＩＣＴ化による保育業務の効率化を行い、必要とされる保育サービスの確保、質の向上を図ります。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	子育て福祉総合センター管理運営事業	教育・保育・子育て支援等の関係者に対して、各種専門研修や情報交換等を行うことで市内における保育の専門性、質の向上に継続して取り組んでいきます。
2	民間保育サービス施設支援事業費	施設研修代替事業を継続して実施します。保育士が研修会に参加するために、代替の保育士を雇用した場合に、その費用を補助します。

No	事務事業	事業内容
3	保育士等人材確保事業	就職希望者と保育施設の双方にアプローチする取組を実施し、市内保育施設全体の人材不足の解消と定着を図ります。 市内私立保育所等の求人を一括して地域情報誌やWEB サイト等に掲載するなど保育士等のマッチングを継続して実施します。
10	保育業務 I C T 化推進事業	保育士の負担軽減を図るため、保育業務の ICT 化に取り組みます。

(3) 教育・保育事業相互の連携、幼保小の連携

現 状

- ◆これまで行ってきた幼・保・小連携の調査研究事業の成果を生かし、幼稚園・保育園等と小学校が協力して「架け橋期のカリキュラム」の作成、検証、改善に取り組んでいます。
- ◆ことばの教室幼児部への通級相談が増加傾向にあるものの、現状の受入体制では指導に至らない場合があります。

課 題

- ◆小学校によっては、多くの幼稚園・保育園等から入学することがあり、各園との連携、情報の共有を丁寧に行うことが必要です。
- ◆通級相談が増加する中、相談は受けても指導に至らない場合があることから受入体制の整備が必要です。

取 組

- ◆乳幼児期は成長発達が著しく、一人ひとりの成長発達段階に合わせたきめ細やかな対応が必要であることから、幼稚園・保育園等と小学校のさらなる連携の強化を図ります。
- ◆小学校教育への円滑な接続を図るため、「ことばの教室幼児部」を拠点とし、幼・保・小が連携して、特別な配慮又は支援を必要とする幼児に対し、その状況に応じた教育を行います。
- ◆ことばの教室幼児部の受入体制の整備について検討します。

●取組内容

具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	幼児教育研究事業	幼児期の教育・保育においては、小学校教育との連携や接続について十分配慮することが求められていることから、市内11ブロックに設置している連絡協議会における研修や就学に関わる情報交換等により、連携の強化を図ります。
2	ことばの教室幼児部管理運営業務	・就学前の幼児一人ひとりの障がいに合わせて特別な指導を行います。 ・園生活に適応していくための支援を行い、必要な支援を小学校へ引き継いでいくため、関係機関とも連携して取り組みます。 ・ことばの教室幼児部の受入体制の整備について検討します。

5 公立幼稚園、保育園の再編整備

(1) 現状

- ◆本市の公立幼稚園・保育園・こども園の施設定員、入園（所）状況、職員数は下表のとおりです。
- ◆全ての公立幼稚園において、入園（所）児童数が定員を大幅に下回り、集団教育が難しくなっています。
- ◆ほぼ全ての公立保育園・こども園において、入園（所）児童数が施設利用定員未滿となっています。今後もしばらくは保育需要が増加する中、私立保育園・こども園と同様に、保育士不足により定員までの児童の受入れが難しくなっています。
- ◆公立幼稚園では、園舎や設備の老朽化が進んでいる園、耐震性を有しない園が見られます。

●公立幼稚園・こども園の施設利用定員、入園状況、職員数 （単位：人）

施設名	定員	入園児童数 (令和6年5月1日)	入園児童数 (令和6年10月1日)	職員数 (園長・教諭等) (令和6年5月1日)
仁保	35	9	8	4
小鯖	35	12	12	6
大内	140	7	7	3
宮野	155	16	17	5
吉敷	140	14	14	4
平川	140	14	12	2
山口みなみ	30	22	22	12
計	675	94	92	36

※仁保幼稚園、小鯖幼稚園、山口みなみこども園の定員、園児数は、幼稚園部の園児のみ

※山口みなみこども園の職員は、幼稚園部と保育園部の兼務となっています。

●公立保育園・こども園の施設利用定員、入園（所）状況、職員数（単位：人）

施設名	定員	入園（所）児童数 （令和6年4月1日）			入園（所）児童数 （令和6年10月1日）			職員数 （令和6年4月1日）		
		3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	園長・保育士	調理その他	計
山口	150	47	94	141	47	94	141	22	4	26
東山	120	24	56	80	25	55	80	18	3	21
大内	120	20	51	71	27	51	78	15	2	17
陶	80	14	30	44	17	30	47	13	2	15
楠木	120	16	44	60	18	43	61	13	4	17
三の宮	110	17	51	68	18	52	70	15	2	17
山口第二	40	26	0	26	28	0	28	10	2	12
小郡上郷	140	36	67	103	34	66	100	21	3	24
小郡	90	17	55	72	17	53	70	12	3	15
あじす	120	25	52	77	27	51	78	17	2	19
堀	20	9	9	18	11	9	20	11	1	12
地福	20	5	5	10	5	9	14	6	2	8
徳佐	60	1	11	12	1	11	12	7	1	8
仁保	15	0	13	13	0	13	13	6	0	6
小鯖	15	0	10	10	0	10	10	5	0	5
山口みなみ	20	5	15	20	5	15	20	10	2	12
計	1,240	262	563	825	280	562	842	201	33	234

※仁保、小鯖の幼稚園・保育園兼任職員は幼稚園で計上しています。

※山口みなみこども園の職員は、幼稚園部と保育園部の兼務となっています。

（２）今後の方針

- ◆保育施設の整備や幼稚園から認定こども園への移行が進み、保育の受け皿が充実してきた一方で、「教育・保育施設の利用定員に対しての空き定員の増加」、「慢性的な保育士不足」、「公立園の老朽化」、「特別な配慮を要する乳幼児の保育」、「一時保育、乳児等通園支援、休日保育などの多様化する保育」、「未就園児を中心とした地域における子育て支援ニーズの高まり」など、本市を取り巻く教育・保育環境は急速に変化しています。
- ◆本市の教育・保育資源に限られる中、持続的・安定的な質の高い教育・保育の提供を担保しつつ、新たなニーズに的確に対応していくため、公立幼稚園・保育園の果たすべき役割を整理し、区域ごとの教育・保育の受け皿を確保したうえで公立施設の再編を行い、教育・保育施設の機能強化を図っていく必要があります。

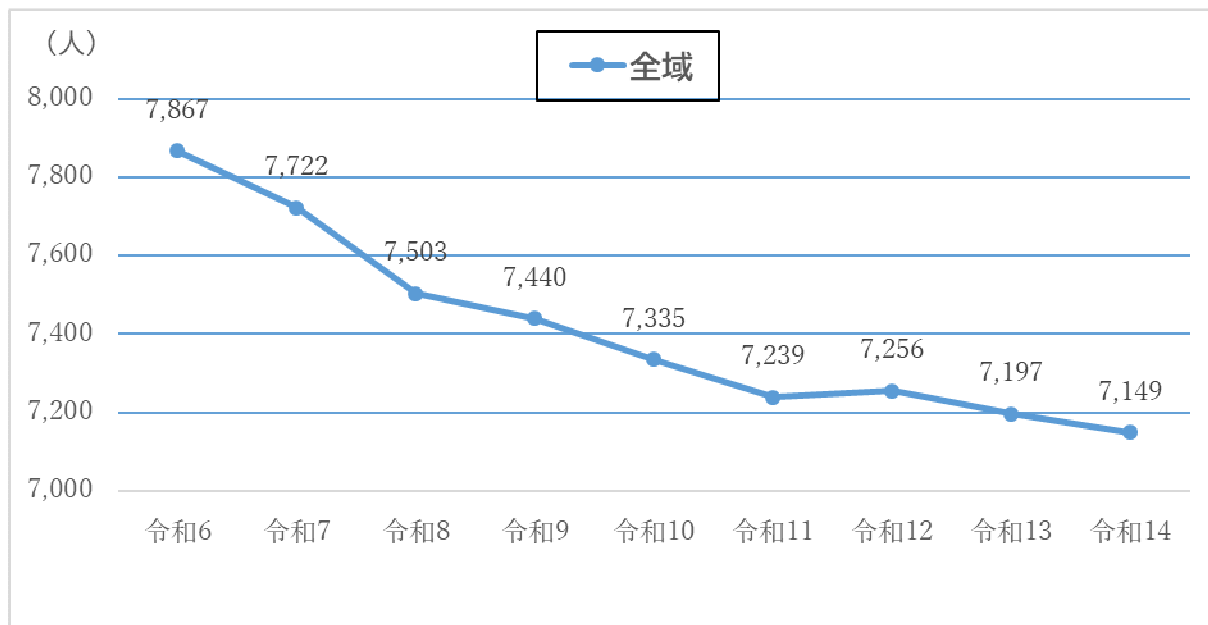
- ◆本計画の期間内に、公立幼稚園・保育園の在り方について整理するとともに、地域の関係者や私立幼稚園、保育事業者等の意見を踏まえ、また私立幼稚園・保育園等との配置バランスや定員バランス等を考慮しながら、順次実施可能な区域から、統廃合による認定こども園化も含めた公立施設の再編について、具体的な手法を検討します。

施設	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
	(仮称)山口市こども計画 (第三期山口市子ども・子育て支援事業計画)					(仮称)第二期山口市こども計画 (第四期山口市子ども・子育て支援事業計画)			
公立幼稚園 ・保育園 ・こども園	山口市幼児教育 ・保育サービス検討懇話会			山口市幼児教育 ・保育サービス検討懇話会			山口市幼児教育 ・保育サービス検討懇話会		
				検討懇話会での検討結果に 基づく個別再編統合					

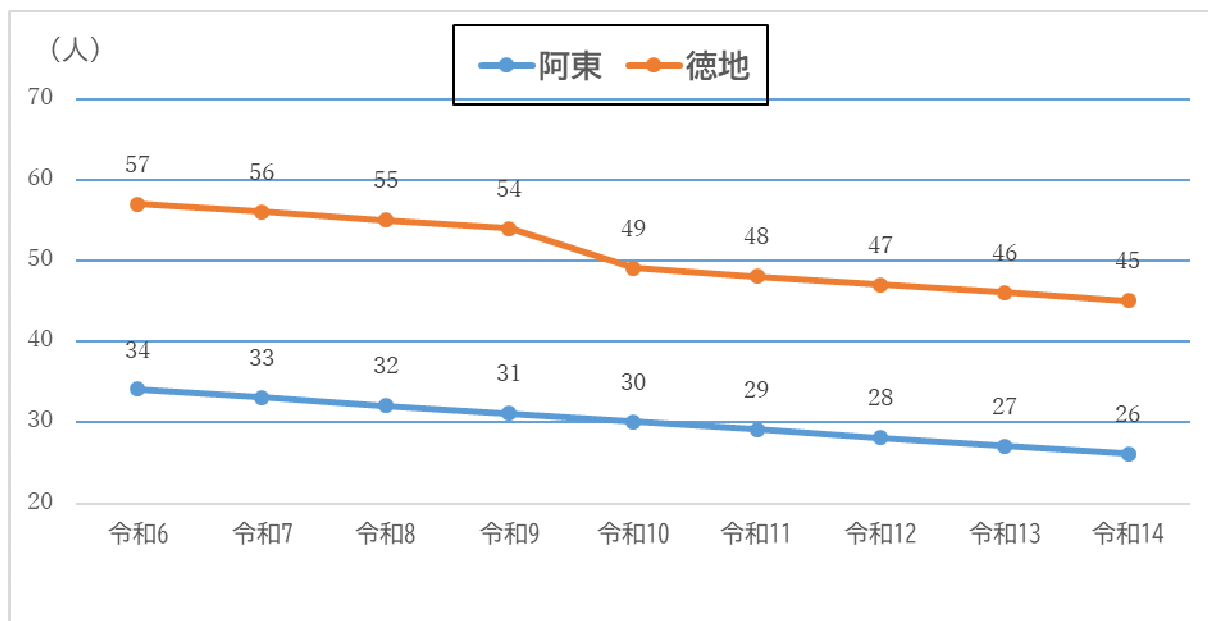
6 子どもの人口減少に対応した幼児教育・保育サービスの提供

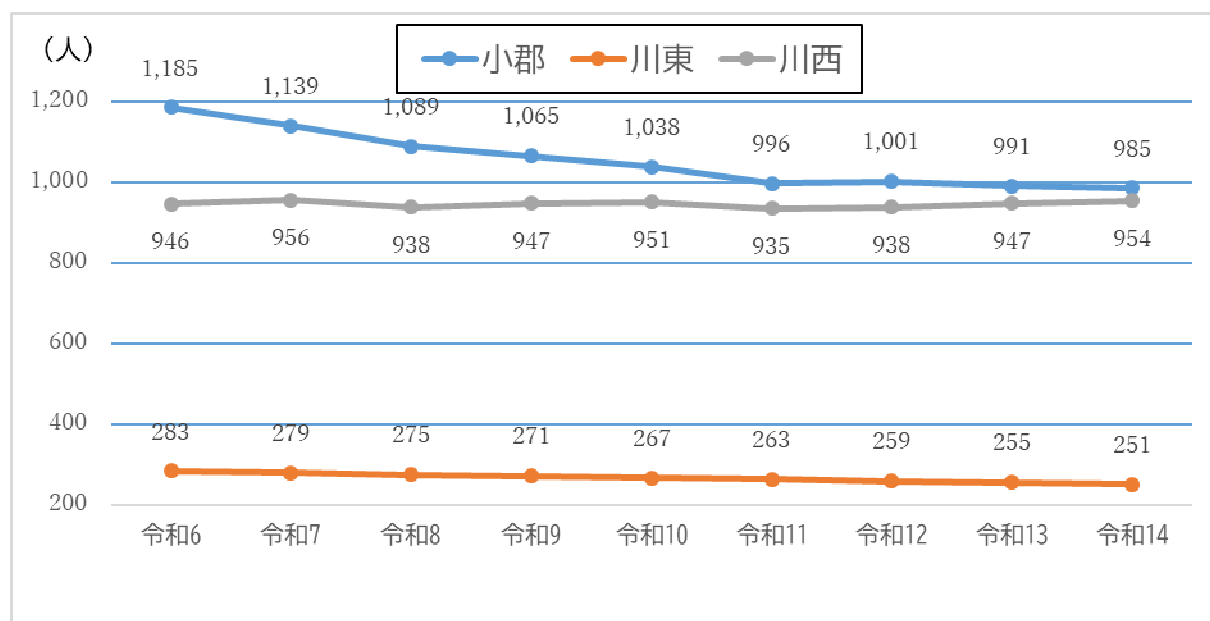
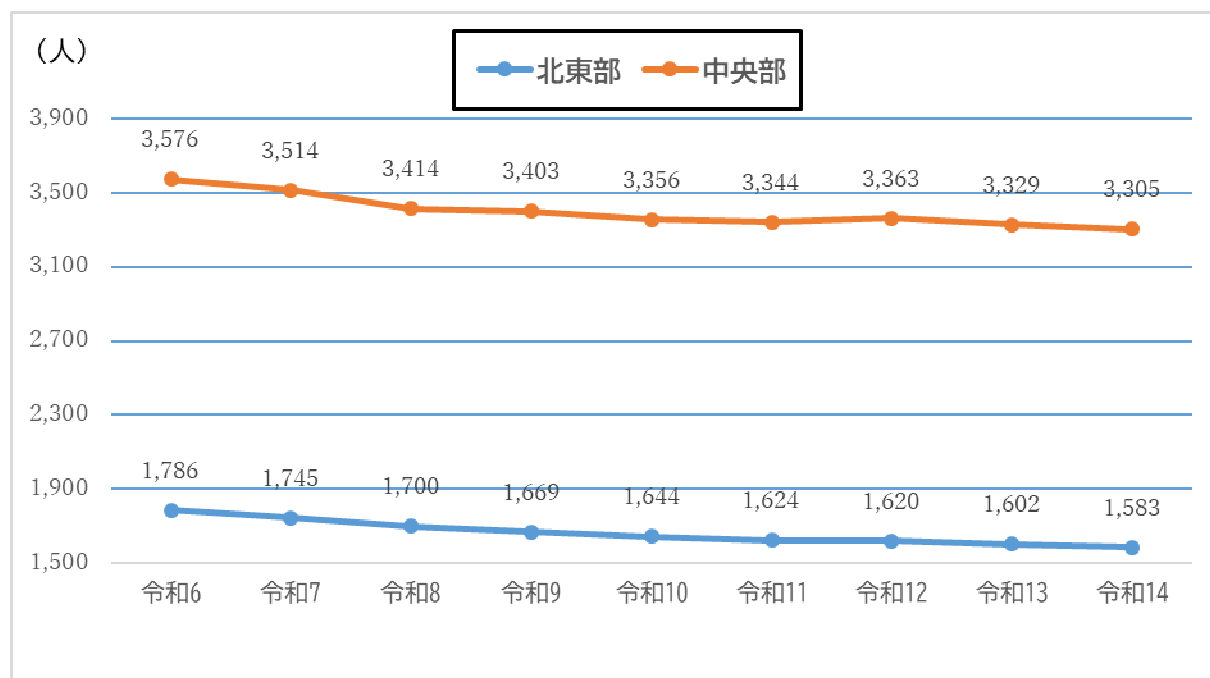
(1) 現状

◆本市の未就学児の子ども的人口は、令和6年4月1日現在の7,867人から、令和14年4月1日には7,149人になるものと推計されます。



◆区域別に見ると以下のグラフのとおりとなり、長期的には、どの区域も子どもの人口は減少していくものと見込まれます。





◆区域毎の私立幼稚園・保育園・こども園等の施設利用定員、入園（所）状況、職員数は、下表のとおりです。

区分	施設名	定員	入園（所）児童数 （令和6年4月1日）			入園（所）児童数 （令和6年10月1日）			職員数 （令和6年4月1日）		
			3歳未満	3歳以上	計	3歳未満	3歳以上	計	園長 教諭 保育士	調理 その他	計
阿東区域											
（該当なし）											
徳地区域											
保育園	島地保育園	40	8	17	25	9	17	26	7	1	8
北東部区域											
保育園	愛児園みやのの森保育園	80	36	54	90	40	54	94	16	5	21
	花尾第二保育園	30	9	15	24	13	16	29	5	2	7
	みのり保育園	70	33	43	76	38	43	81	13	2	15
	きらきら星保育園	120	51	71	122	61	63	124	19	4	23
	夢の星保育園大内園	110	53	69	122	65	69	134	19	4	23
	大内なかよしこども園	90	36	50	86	39	49	88	13	7	20
	大内すこやか保育園	135	30	49	79	37	48	85	17	6	23
	大内光輪保育園	150	54	85	139	58	86	144	20	4	24
認定こども園	管内幼稚園（幼）	72	2	48	50	8	49	57	12	6	18
	管内幼稚園（保）	87	17	41	58	21	42	63			
地域型保育	山口ココモ保育園	19	17	0	17	22	0	22	7	6	13
中央部区域											
幼稚園 （未移行）	亀山幼稚園	80	0	80	80	0	83	83	7	8	15
	山口天使幼稚園	260	0	199	199	7	201	208	15	0	15
	山口大学教育学部附属幼稚園	125	0	68	68	0	68	68	7	2	9
保育園	愛児園湯田保育所	210	65	120	185	73	120	193	30	11	41
	はあと保育園中央	120	50	72	122	49	69	118	13	3	16
	愛児園乳児保育所	60	46	0	46	52	0	52	15	4	19
	おおとり保育園	150	48	89	137	50	89	139	21	7	28
	夢の星保育園穂積園	90	48	63	111	53	62	115	15	3	18
	愛児園平川保育所	150	52	86	138	58	86	144	20	7	27
	めばえ保育園	150	69	106	175	72	105	177	23	6	29
	めばえぼっぽ保育園	100	50	85	135	55	84	139	19	3	22
	とものその保育園	120	44	66	110	45	66	111	18	3	21
認定こども園	野田学園幼稚園（幼）	106	2	96	98	10	93	103	33	7	40
	野田学園幼稚園（保）	211	57	145	202	67	156	223			
	旭幼稚園（幼）	255	0	190	190	12	180	192	38	1	39
	旭幼稚園（保）	160	44	88	132	51	95	146			
	山口中央幼稚園（幼）	132	0	83	83	0	83	83	19	2	21
	山口中央幼稚園（保）	78	27	83	110	30	84	114			
	明星幼稚園（幼）	45	0	46	46	0	46	46	18	5	23
	明星幼稚園（保）	73	23	40	63	27	40	67			
地域型保育	ブティットーノ坂保育園	18	11	0	11	12	0	12	3	3	6
	はあと保育園吉敷	45	37	0	37	44	0	44	5	3	8
	ヤクルト保育園ブティット平川	19	13	0	13	15	0	15	3	0	3
	中央ココモ保育園	19	20	0	20	22	0	22	7	6	13
	うる保育園	17	16	0	16	18	0	18	5	2	7

区分	施設名	定員	入園（所）児童数 （令和 6 年 4 月 1 日）			入園（所）児童数 （令和 6 年 10 月 1 日）			職員数 （令和 6 年 4 月 1 日）		
			3 歳 未 満	3 歳 以 上	計	3 歳 未 満	3 歳 以 上	計	園長 教諭 保育 士	調理 その 他	計
小郡区域											
幼稚園 （未移行）	小郡幼稚園	250	3	154	157	13	161	174	15	2	17
保育園	はあと保育園新山口	150	55	86	141	63	86	149	9	2	11
	あさひ小郡保育園	90	40	61	101	42	61	103	15	4	19
	たんぼぼ保育園	118	46	59	105	55	60	115	22	4	26
	U NURSERY 新山口 2 号館	20	19	0	19	22	0	22	6	1	7
認定こども園	鴻城幼稚園（幼）	240	1	154	155	15	160	175	19	3	22
	鴻城幼稚園（保）	83	29	58	87	32	61	93			
川東区域											
幼稚園 （施設型給付）	西円寺幼稚園	60	0	30	30	2	31	33	5	1	6
保育園	秋穂保育園	50	14	31	45	17	31	48	10	2	12
	大海保育園	60	23	38	61	28	37	65	15	2	17
川西区域											
保育園	嘉川保育園	120	46	75	121	53	76	129	18	4	22
	三つ葉保育園	50	17	27	44	18	28	46	8	2	10
	さやま保育園	120	45	69	114	52	65	117	21	6	27
認定こども園	阿知須幼稚園（幼）	75	0	57	57	6	57	63	19	3	22
	阿知須幼稚園（保）	120	38	90	128	43	91	134			
地域型保育	もりもり保育園	19	16	0	16	20	0	20	5	1	6

◆待機児童解消に向けた定員増を伴う施設整備は、令和 5 年度分で整うこととなり、中長期的には、供給量（施設利用定員）＞ 需要量（利用者数）となる見込みです。

◆私立幼稚園では、認定こども園への移行が進んでいます。また、私立保育園においては、令和 7 年度以降、順次、認定こども園への移行が進んでいく見込みです。

（２）今後の方針

◆5 年後、10 年後の本市の子ども人口の動向を見据え、待機児童解消後の市内の幼稚園・保育園等の持続的・安定的な施設運営に資するため、引き続き、山口市幼児教育・保育サービス検討懇話会等において、区域ごと、公立園私立園ごとの保育サービス形態の検討を進めます。

◆待機児童解消後においては、教育・保育施設の利用定員に対する空き定員の増加が懸念されることから、私立保育園等の利用定員の変更について、各区域における教育・保育の利用定員が十分に確保できる場合、各施設の意向を尊重しつつ、各施設の空き定員等を考慮した利用定員の適切な見直しを行っていきます。

- ◆本計画期間中に、第四期計画以降の区域ごとに必要な公立園・私立園の定員、及び保育サービス形態を明らかにする配置計画をまとめ、具体的な整備計画を示すこととします。



第6章

計画を推進するために

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

我が国が「児童の権利に関する条約」を批准し、こどもの最善の利益を守り、健やかな発達とこども独自の権利を擁護することが合意されてから30年が経過しました。しかし、未だその正しい理解が十分に浸透したとは言えない状況にあります。こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもの人権に関する理解促進や人権教育・人権啓発活動を推進し、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有することを目指します。

2 こども・若者の社会参画・意見反映

権利の主体たるこども・若者には、自由に意見表明し、それが反映される権利が保障されなくてはなりません。こども基本法では、こども施策に対するこども等の意見反映の措置を取ることが義務付けられています。

本市においても、こども家庭庁が取り組んでいる「こども若者★いけんぷらす」や「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、こども・若者の意見表明ができる機会を確保し、市政に反映できる仕組みづくりに取り組めます。

3 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、必要な情報をわかりやすく提供するとともに、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を図ります。

また、地域や企業におけるこども・子育てを応援する意識の啓発や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する市民の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

4 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全てのこどもとその保護者に適切な子育て環境が等しく確保されるよう、庁内連携はもとより、国・県をはじめとする庁外の各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

また、本計画の推進にあたっては、実際に子育てをされている家庭、その家庭を支援する地域や事業者についても、共にその役割を担っていただき、地域みんなでこどもと子育てを見守り支えることによって、「全てのこどもが笑顔で喜びに満ち、希望にあふれるまち」づくりに取り組みます。

5 計画の進捗管理

本計画については、市こども未来課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「山口市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。併せて、計画の進捗状況については、市ウェブサイト等で公表を行い、市民への周知を図っていきます。

また、本計画は、第二次山口市総合計画を上位計画としていることから、個別の事務事業の成果状況の把握は、第二次山口市総合計画で行われる事務事業評価をもって代えることとします。

なお、本計画の記載内容について、特に第5章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

